



あなたの暮らしのそばにいる

税理士会

税理士制度

70th

やさしい 税金教室

【平成24年度版】

〈平成24年6月1日現在の法令による〉



日本税理士会連合会

税理士はあなたの暮らしのパートナー

税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。
いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

この冊子は、私たちの身近な税金の問題や、
ぜひ知っていただきたい税金の知識をわかりやすくまとめたものです。
税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、
いつでも気軽に税理士にご相談ください。
税理士は「あなたの暮らしのパートナー」です。

日本税理士会連合会

日本税理士会連合会 70th

知って納得、税理士のこと。

納得した理由はこちら **知って納得** 検索

なぜ税理士が必要なのでしょう。

ご存知ですか？日本の税の多くは、法律に基づいて自分で計算した税額を申告し、納める制度であることを。でも、税のことって難しい。だからみなさまの適正な申告をサポートするために、独立した公正な立場の専門家である税理士がいるのです。

私たち税理士は、正しい申告をお手伝いします。

日本税理士会連合会 | <http://www.jfta.or.jp/> | 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本税理士会連合会ビル1F

税理士制度

税理士制度は、税理士が納税者に対し、正しい申告と納税ができるよう支援することによって申告納税制度がより円滑に運営されることを期待して設けられたものです。

税理士は、税の専門家として、納税者の依頼を受け、税金に関する相談や申告書の作成などの仕事を行っています。
現在、全国で7万人超の税理士がいます。

やさしい税金教室

《平成24年度版》

税金のいろいろ

国に納める税金／都道府県に納める税金／市区町村に納める税金… 2

所得税

1 所得の種類と計算	3
1 所得の種類	3
2 所得税の計算のしくみ	4
2 各種所得	5
1 利子所得〔預金・貸付信託などの利子〕	5
2 配当所得〔株式配当など〕	5
3 不動産所得〔地代・家賃の収入〕	5
4 事業所得〔商店や工場を経営したら〕	5
5 給与所得〔給料や賞与〕	6
6 退職所得〔退職金・一時恩給など〕	6
7 山林所得〔立木を売ったとき〕	7
8 譲渡所得〔財産を売ったとき〕	7
9 一時所得〔生命保険の満期一時金など〕	7
10 雑所得〔年金など〕	7
3 譲渡所得の特例	8
1 株式を売ったとき	8
2 土地や建物を売ったとき	9
3 居住用財産を売ったとき	10
(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除	10
(2) 居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減	10
(3) 居住用財産の買換えの特例	11
(4) 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	11
4 所得控除	12
5 税額控除	14
1 配当控除	14
2 寄附金の税額控除	14
3 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）	14
4 住宅耐震改修費用に係る特別控除	15
5 特定の改修工事をした場合の特別控除	15
6 認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除	15
7 雇用者の数が増加した場合の特別控除	15

贈与税

1 贈与税のしくみと計算	16
1 暦年課税制度	16
2 相続時精算課税制度	16
2 居住用不動産の贈与の特例	17
1 贈与税の配偶者控除	17
2 住宅取得等資金の贈与	17
3 相続時精算課税制度のまとめ	18
4 非上場株式等の贈与税の納税猶予制度	18
5 生命保険金と贈与税	19
6 離婚に伴う財産分与と感謝料	19
7 申告と納税	19

CONTENTS



相続税

1 相続税のしくみ	20
2 相続財産となるもの	22
3 相続財産の評価	23
4 相続税の計算と速算表	24
5 申告と納税	26

消費税

1 消費税のしくみ	28
2 納税義務者	28
3 消費税の計算	29
4 申告と納税	30
5 各種の届出	30

地方税

1 住民税	32
2 不動産取得税	33
3 固定資産税	34
4 都市計画税	34

申告と納税など

1 税金を納める時期	35
2 税金を誤って納めていたとき	35
3 税務署の処分に不服があるとき	36
4 税務署から「お尋ね」の書類がきたとき	36
☆ 税制改正の適用時期一覧	36

税理士をもっと身近に

税務代理／税務書類の作成／e-Taxの代理送信／税務相談／
会計業務／補佐人／会計参与／社会貢献
こんな時は税理士にご相談ください
新しい時代に向かって、税理士はチャレンジしています！

税金のいろいろ

わたしたちの日常生活は税金と切り離すことはできません。
税金にもいろいろあり、国に納める税金、都道府県に納める税金、
市区町村に納める税金に区分されています。

税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

消費税

地方税

納税など

税理士を
もつと身近に

■ 国に納める税金

所得税	個人が、1年間の所得に応じて負担する税金です。
法人税	会社や協同組合などの法人が、所得に応じて負担する税金です。
相続税	死亡した人から財産を相続したときに相続した人が負担する税金です。
贈与税	個人から財産をもらったときにもらった人が負担する税金です。
消費税	商品の購入やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。
酒税	清酒、焼酎、ウィスキー、ビールなどの代金に含まれている税金です。
その他	印紙税、登録免許税、国たばこ税、自動車重量税などがあります。

■ 都道府県に納める税金

(都)道府県民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
事業税	事業を営んでいる法人・個人が所得を基準に負担する税金です。 また資本金1億円を超える法人を対象とした外形標準課税があります。
不動産取得税	土地や建物を取得したときに負担する税金です。 一定の要件にあてはまるときは税金を軽減する特例があります。
自動車税	自動車を所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	地方消費税、自動車取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税などがあります。

■ 市区町村に納める税金

市(区)町村民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
固定資産税	土地や家屋及び事業用の機械などを所有している法人・個人が負担する税金です。
軽自動車税	軽自動車などを所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	国民健康保険税、事業所税、入湯税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。

所得税

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金です。
所得とは？ …… その年の収入金額から、その収入を得るための必要経費を差し引いたもの、
又は法律で定められている一定の控除額を差し引いたものをいいます。

1 所得の種類と計算

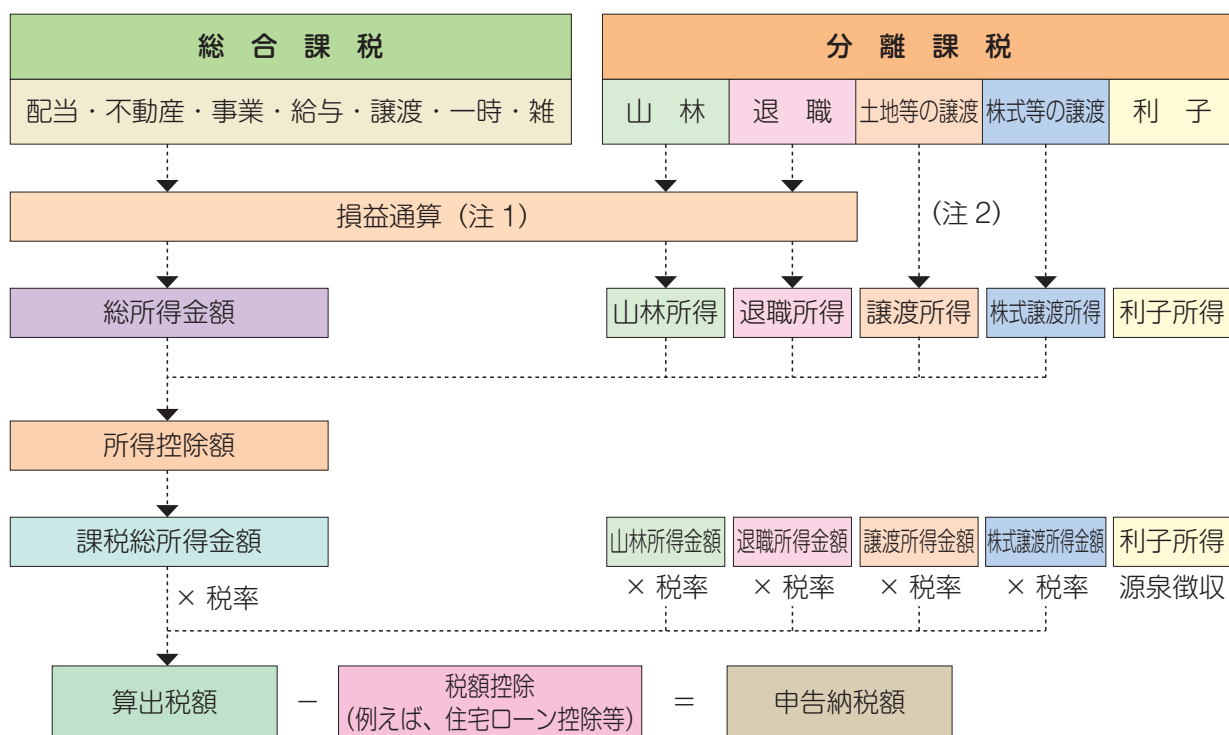
1 所得の種類

所得金額は、次の10種類に区分して計算します。

種 類	内 容			計 算 方 法
①利子所得	預貯金・国債などの利子の所得			収入金額＝所得金額
②配当所得	株式や出資の配当などの所得			収入金額－株式などを取得するための借入金の利子
③不動産所得	土地や建物を貸している場合の所得			総収入金額－必要経費
④事業所得	商工業・農業などの事業をしている場合の所得			総収入金額－必要経費
⑤給与所得	給料・賃金・ボーナスなどの所得			収入金額－給与所得控除額又は特定支出
⑥退職所得	退職金・一時恩給などの所得			$(収入金額 - 退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$
⑦山林所得	山林の立木を売った場合の所得			総収入金額－必要経費－特別控除額 *注1
⑧譲渡所得	総合課税	ゴルフ会員権など を売った場合	所有期間5年以下	総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額 *注1
			所有期間5年超	$(総収入金額 - 取得費 - 譲渡費用 - 特別控除額) \times \frac{1}{2}$ *注1
	分離課税	土地や建物 などを売った場合	所有期間5年以下	総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額 *注2
			所有期間5年超	総収入金額－取得費－譲渡費用－特別控除額 *注2
		株式などを 売った場合	申告分離課税	総収入金額－(取得費＋譲渡費用)
⑨一時所得	生命保険の満期一時金・立退料など一時的な所得			$(総収入金額 - 収入を得るために支出した費用 - 特別控除額) \times \frac{1}{2}$ *注1
⑩雑所得	公的年金等・生命保険契約等に基づく年金など①～⑨以外の所得			総収入金額－必要経費又は公的年金等控除額

*注1：特別控除額は50万円が限度です。*注2：取用等、居住用財産の譲渡等の特別控除があります。

■ 2 所得税の計算のしくみ



- (注1) 不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）ができます。ただし、不動産所得の一部の損失については、損益通算はできません。
 なお、一定の要件のもと、上場株式等を譲渡した損失は、上場株式等の配当等による配当所得の金額と損益通算ができます（P5、8参照）。
 (注2) 土地等の譲渡については、損益通算ができません。ただし、一定の居住用財産の譲渡損失については、損益通算ができます（P11参照）。

詳しくは税理士にご相談ください。

<所得税の速算表>

課税される所得金額（千円未満は切捨て）	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

※ 復興特別所得税
 平成25年から平成49年まで「復興特別所得税」として、基準所得税額の2.1%が上乗せ課税されます。

1 利子所得〔預金・貸付信託などの利子〕

預貯金や公社債の利子・貸付信託や公社債投資信託の収益の分配金などは、税率20%（所得税15%、住民税5%）の源泉徴収で納税は終了します。

2 配当所得〔株式配当など〕

配当等に対する課税は次のとおりです。（平成25年より、下記所得税には復興特別所得税2.1%が上乗せされます）

上 場 株 式 等	総合課税（配当控除あり）と分離課税（配当控除なし）を選択して申告します。 配当等の金額が少額の場合は申告しないことも選択できます。		
	申告分離の税率	平成24年～平成25年	配当等×10%（所得税7%　住民税3%）
		平成26年以後	配当等×20%（所得税15%　住民税5%）
	申告分離を選択した場合は上場株式等の譲渡損との損益通算ができます（P8参照）。 また、源泉徴収口座内での損益通算が可能です。 ※平成26年からは、非課税口座内の少額上場株式等の配当・譲渡の非課税措置があります。		
上場株式等以外	総合課税（配当控除あり）のみで原則として確定申告が必要です。 配当等×20%（所得税）が源泉徴収されます。		

※確定申告する場合は、「配当等に係る支払通知書」の添付が必要です。

3 不動産所得〔地代・家賃の収入〕

地代、家賃など土地や建物の貸付等による所得をいいます。

不動産所得の金額は、その年中の収入金額から固定資産税や減価償却費等の必要経費を控除した金額です。青色申告の承認を受けることにより10万円の特別控除を受けることができます。更に事業的規模、その他一定の条件を満たしている場合には、65万円の特別控除を受けることができます。

不動産所得が赤字の場合、その赤字の金額のうち土地等を購入するための借入金利息に相当する部分については損益通算できません。

4 事業所得〔商店や工場を経営したら〕

商工業・自由業などの自営業から生ずる1年間の売上（総収入金額）から、仕入・支払家賃・給与等の必要経費を差し引いた金額が事業所得の金額となります。

帳簿を備え付けることを条件に青色申告の承認を受けると、税務上多くの特典を受けることができます。

なお、平成26年より、白色申告者の全てに帳簿等の記帳・保存が義務化されます。



青色申告をすすめられていますが、どんな特典がありますか？



青色申告には次のような特典があります。

- (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録し、それに基づいて作成した貸借対照表と損益計算書を確定申告書に添付して、提出期限内に提出している場合には65万円、それ以外の場合には10万円を所得金額から控除することができます。
- (2) 事業に専ら従事している親族に支払った青色事業専従者給与は、届出をすることにより必要経費とすることができます。
- (3) 純損失が生じたときは、その損失額を翌年以後3年間にわたり繰り越すことができます。



東日本大震災により被災された一部地域の方については、申告・納付期限の延長及び被災事業用資産等についての税制上の優遇措置が設けられています。

5 給与所得（給料や賞与）

サラリーマンが1年間にもらった給料やボーナスなどの収入金額から給与所得控除額を差し引いた残りの金額が、給与所得の金額となります。

（1）給与所得控除額

給与所得控除額は、サラリーマンの必要経費などに相当するもので、次のようになります。

給与の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40% 65万円に満たない場合には 65万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+ 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+ 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	収入金額× 5%+170万円

（注）平成25年より、給与収入が1,500万円を超える場合には、給与所得控除は245万円が上限となります。

（2）源泉徴収と年末調整

給料や賞与の支給を受けるときには、所得税が源泉徴収され、1年間に徴収された所得税が年末調整で精算されます。

なお、年の途中で扶養親族に異動があった場合や生命保険料などを支払っている場合も、年末調整で精算されます。

6 退職所得（退職金・一時恩給など）

勤務先を退職する際に一時に受け取る退職金（小規模共済の共済金を含む）、一時恩給などを退職所得といいます。長年の功労について一時に課税されるため、他の所得とは別に計算し、税額が軽減されています。

（3）サラリーマンの確定申告

確定申告をしなければならない人

- ①給料と賞与の年間収入合計額が2,000万円を超える人
- ②給与所得と退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ③2か所以上から給与をもらっている人 など

確定申告をすれば税金が戻る人

- ①年の途中で退職し、年末調整を受けていない人
- ②一定額以上の医療費を支払った人（P13参照）
- ③借入金で住宅を新築・増改築又は購入した人（P14参照）
- ④災害・盗難・横領の被害に遭った人（P13参照）
- ⑤特定の寄附をした人（P13参照） など

（注）特定支出の給与所得からの控除
平成25年分から特定支出の範囲が拡大され、その控除額の計算も見直されます。

※源泉徴収税額が0円の人は還付されません。

平成24年分 給与所得の源泉徴収票

東京都品川区大崎1-11-8 大崎 太郎

給与・賞与 5,256,800

東京都千代田区 株式会社 ○○○



退職所得の計算

$$\text{退職所得の計算} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

（注）平成25年1月1日以後、勤務年数が5年以下の法人役員等に支払われる退職金については、2分の1課税が廃止されます。

退職所得控除額は勤続年数によって、次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円未満のときは80万円）
20年を超える場合	800万円 + {70万円×（勤続年数－20年）}

※勤続年数は1年未満の端数を切り上げて計算します。

※障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円を加算します。

退職の日までに、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると、退職金から所得税と住民税が源泉（特別）徴収されて納税が終了します。

「受給申告書」を提出しなかった場合は、支給のとき一律20%の所得税が徴収され、この税額の精算は確定申告で行います。

★ 計算例 ★

勤続年数 30年
退職金 2,000万円 } の場合

$$\{2,000\text{万円} - (800\text{万円} + 70\text{万円} \times 10\text{年})\} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$



詳しくは税理士にご相談ください。

■ 7 山林所得〔立木を売ったとき〕

保有期間が5年を超える山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することにより生じる所得を山林所得といいます。山林所得は他の所得と分離して次のように計算します。

山林所得金額＝総収入金額－必要経費－特別控除額（最高50万円）

青色申告の承認を受けることにより、更に10万円を控除することができます。

税額の計算 （課税山林所得金額 $\times \frac{1}{5} \times$ 税率） $\times 5$

■ 8 譲渡所得〔財産を売ったとき〕

譲渡所得とは財産を売って得た所得で、その財産の種類や所有期間によって税金の計算が異なります。

- ・土地・建物や株式以外の財産を売ったとき…他の所得と総合して税金を計算します（算式はP3参照）。



ゴルフ会員権を売りました。
売却損が出たときの税金は
どうなりますか？



ゴルフ会員権の売却損は、確定申告のときに他の所得から差し引いて税金を計算することができます。ただし、ゴルフ場経営法人が破産した場合など差し引けない場合があります。

- ・土地・建物や株式を売ったとき…他の所得と分離して税金を計算します（「3 譲渡所得の特例」P8～11参照）。

■ 9 一時所得〔生命保険の満期一時金など〕

生命保険の一時金、クイズの賞金、立退料など一時的な所得を、一時所得といいます。

一時所得は次のように計算します。

$$\left(\text{総収入金額} - \frac{\text{収入を得るために支出した費用}}{\text{50万円}} - \text{特別控除額} \right) \times \frac{1}{2}$$

なお、満期保険金を受け取った場合でも、一時所得とはならず、雑所得となる場合や贈与税が課税される場合があります（「5 生命保険金と贈与税」P19参照）。

★ 計算例 ★

満期受取保険金700万円

掛金総額500万円の場合

$$(700\text{万円} - 500\text{万円} - 50\text{万円}) \times \frac{1}{2} = 75\text{万円}$$

ひとくちメモ

保険期間が5年以下の一時払養老保険で一定のものは、20%の源泉分離課税です。

■ 10 雑所得〔年金など〕

公的年金等、生命保険又は損害保険契約等に基づく年金など、他の所得にあてはまらないものは、すべて雑所得になります。公的年金等とは、国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、適格退職年金などです。

- (1) 公的年金等については、公的年金等控除があり、次のように計算します。
- (2) 公的年金等以外の雑所得は次のように計算します。

$$\text{公的年金等の雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

$$\text{雑所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

< 公的年金等控除額 >

年齢 65歳以上	年金収入金額	公的年金等控除額	年齢 65歳未満	年金収入金額	公的年金等控除額
	330万円以下	120万円		130万円以下	70万円
	330万円超 410万円以下	年金収入 $\times 25\%$ + 37.5万円		130万円超 410万円以下	年金収入 $\times 25\%$ + 37.5万円
	410万円超 770万円以下	年金収入 $\times 15\%$ + 78.5万円		410万円超 770万円以下	年金収入 $\times 15\%$ + 78.5万円
	770万円超	年金収入 $\times 5\%$ + 155.5万円		770万円超	年金収入 $\times 5\%$ + 155.5万円

(注1) 年齢の判定は、その年12月31日現在（死亡したときは、死亡時）で行います。

(注2) 年金は一定の金額を超えると源泉徴収されます。公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得の合計金額が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、それ以外の場合や還付を受ける場合は確定申告が必要です。

3

譲渡所得の特例

土地・建物や株式を売ったときは、他の所得と分離して税金を計算します。

1 株式を売ったとき

株式を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

譲渡収入 = 株式の売却価額

取得費 = 株式の購入代金など(実際の購入代金に代えて売却価額の5%とすることもできます)

譲渡費用 = 株式を購入するために要した借入金の利子でその売却の年中に支払うべきものや、売却のために支出した売却手数料など

譲渡益に対する税率は、上場株式等を証券会社を通じて売った場合は右のとおりですが、非上場株式等を売った場合は20%（所得税15%・住民税5%）になります。

平成25年12月31日まで	平成26年1月1日から
譲渡所得×10% (所得税7% 住民税3%)	譲渡所得×20% (所得税15% 住民税5%)

(注) 平成25年より、所得税については復興特別所得税2.1%が上乗せされます。

上場株式等の譲渡に係る特例

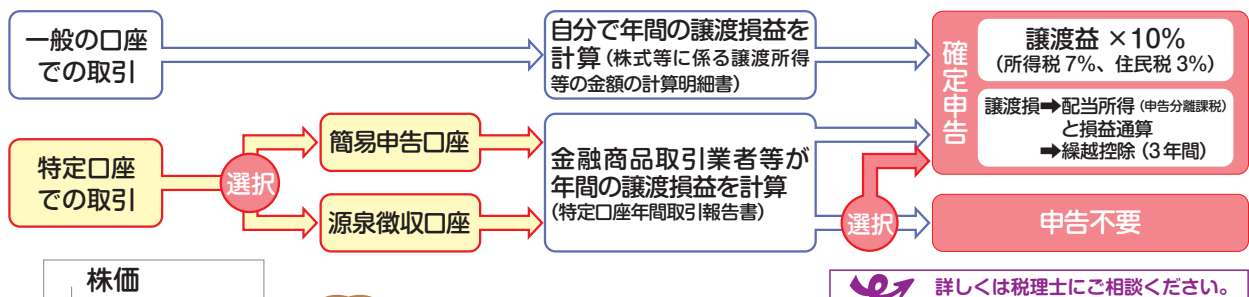
上場株式等の譲渡には、次のような特例が設けられています。

特 例	内 容
申告不要の特定口座制度	証券会社に一定の要件を満たす特定口座を開設し、その口座内の株式等を譲渡した場合、証券会社を通じて所得税が源泉徴収又は還付され、申告は不要です。
譲渡損失の損益通算及び繰越控除	上場株式等を譲渡して生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算ができます。また、損益通算してもなお控除しきれない金額は、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等の配当所得の金額から繰越控除できます。
特定管理株式が価値を失った場合	特定管理株式（特定口座で保管されていた内国法人の株式等に限る）が破産手続きの開始等により価値を失った場合、その取得価額を譲渡損失とみなして譲渡所得の金額を計算することができます。ただし、その損失は繰越控除できません。 *証券会社から交付を受けた「価値喪失株式に係る証明書」等の添付が必要です。

※平成26年からは、非課税口座内の少額株式等の配当・譲渡の非課税措置があります。

上場株式等の申告の方法

上場株式等の譲渡所得の申告については、次の方法から選択できます。



ひとくちメモ

株式等の譲渡損失を翌年以降に繰り越すときは、株式等の売買取引がなく、また、配当がない場合でも、連続して確定申告書を提出しないとその繰越控除は受けられません。

2 土地や建物を売ったとき（土地には借地権も含まれます）

土地や建物を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

譲渡収入 = 土地・建物を売った代金

取得費 = 土地・建物の購入代金、不動産登記諸費用（登録免許税を含む）、
不動産取得税など（建物は減価償却費を控除します）

※取得費は実際の購入代金等に代えて売却価額の5%とすることもできます。

譲渡費用 = 土地・建物を売るために支出した仲介料、測量費、収入印紙代など

譲渡所得に対する税金は、譲渡があった年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるか否かにより、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分して計算します。平成24年中の譲渡の場合は、平成18年12月31日以前に取得した土地や建物を売った場合、長期譲渡所得になります。

長期譲渡所得の税金 (所有期間が5年超のとき)

課税長期譲渡所得に対して 所得税15% 住民税5%

短期譲渡所得の税金 (所有期間が5年以下のとき)

課税短期譲渡所得に対して 所得税30% 住民税9%



特定の土地等長期譲渡所得の特別控除

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等で、所有期間が5年を超えるものを譲渡したときは、その譲渡した年の長期譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。



相続で取得した土地・建物を
売ることになりました。相続
税を納めたばかりなのに心配
です。税金はどうなりますか？



やはり譲渡所得に対する税金がかかります。長期と短期の区分は、被相続人（死亡した人）が取得したときから相続人が譲渡した年の1月1日までの期間で判定します。取得費は、被相続人が購入したときの代金となります。相続税の申告期限後3年以内に売った場合は、自身が納付した相続税額のうち、土地等については相続したすべての土地等に対する相続税額を、建物についてはその建物に対する相続税額を、取得費に加算して控除することができます。



詳しくは税理士にご相談ください。

3 居住用財産を売ったとき

(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除

居住用財産とは、自分が住んでいる家屋とその敷地で国内にあるものをいいます。

次のような居住用財産を売ったときは、譲渡所得の計算上最高3,000万円の特別控除が受けられます。

$$\text{課税譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - 3,000\text{万円}$$

①特例の対象となる場合

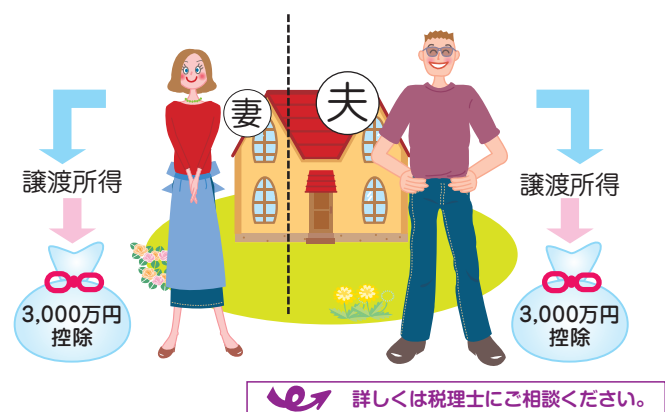
- 自分の住んでいる家屋を売った場合、または、自分の住んでいる家屋とともに、その敷地を売った場合
- 自分の住んでいた家屋が災害で滅失した後の敷地を、災害の日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合
- 住まなくなった家屋とその敷地を、住まなくなった日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合（平成24年の譲渡は平成21年1月2日以後の転居）
- 東日本大震災による被災直前に被相続人所有の居住用家屋にその被相続人とともに住んでいた相続人が、その家屋の敷地を、震災の日から数えて7年目の年の12月31日までに売った場合（買換えも適用可）

②特例が受けられない場合

- 売却先が配偶者、直系血族、生計を一にしている親族、内縁など特別関係者である場合
- 前年又は前々年に、この特例又は居住用財産の買換え（交換）の特例を受けている場合
- 他の特例を受ける場合

③家屋と敷地が共有である場合

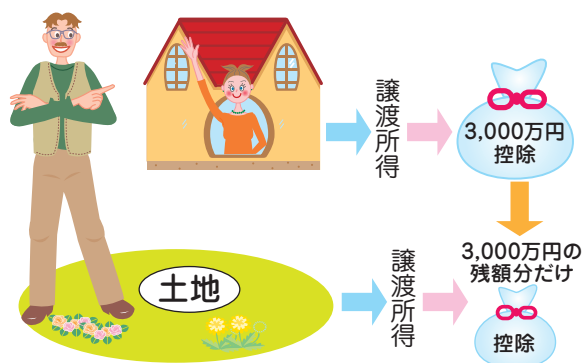
例えば、マイホームを夫婦で共有している場合は、その共有持分に応じて譲渡所得を計算しますので、夫と妻各人で条件を満たしていれば、それぞれ3,000万円を控除することができます。



④家屋と敷地の所有者が違う場合

家屋とその敷地を同時に売却し、かつ家屋と敷地の所有者が生計を一にする親族で、同居している場合は、次の順に控除します。

例えば、土地の所有者が夫で、家屋の所有者が妻の場合、特別控除3,000万円について、まず家屋の所有者である妻の譲渡所得から差し引き、まだ控除残額がある場合には土地の所有者である夫の譲渡所得から控除することができます。



(2) 居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減

上記（１）①の条件のほか、次の条件に該当する場合は、税額の軽減を受けることができます。

- 売却した年の1月1日で所有期間が10年を超えていること
- 売却先が配偶者、直系血族など特別関係者でないこと
- 居住用財産の買換え（交換）等の特例を受けていないこと
（居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除や、収用等により譲渡した場合の5,000万円の特別控除の特例は、重ねてこの軽減を受けられます。）
- 前年又は前々年に、この軽減税率の適用を受けていないこと

〈税率〉

課税長期譲渡所得（特別控除後）	
6,000万円までの部分	所得税10% 住民税 4%
6,000万円超の部分	所得税15% 住民税 5%

(3) 居住用財産の買換えの特例

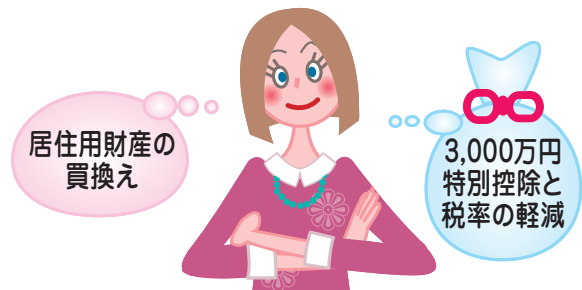
居住用財産（譲渡資産）を譲渡し、その代わりの居住用財産（買換資産）を取得した場合には、次のように譲渡所得を計算します。

譲渡資産の譲渡価額 ≤ 買換資産の取得価額 → 譲渡はなかったものとされ、将来売却するときまで税金は繰り延べられます。

譲渡資産の譲渡価額 > 買換資産の取得価額 → その超える部分について、長期譲渡所得として課税されます。

特例の対象となる場合

- ・売却した年の1月1日において、家屋と敷地の所有期間がともに10年を超える居住用財産であること
- ・居住期間が10年以上であること
- ・売却した年の前年、その年又はその翌年中に代わりの居住用財産を取得し、取得した年の翌年末までに居住すること
- ・平成25年12月31日までに譲渡をしたもの
- ・買換資産の面積や建築後の年数に一定の要件あり
- ・譲渡資産の譲渡価額が1.5億円以下であること



どちらかを選択

詳しくは税理士にご相談ください。

この特例の適用を受けた場合は、3,000万円の特別控除、居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減、住宅借入金等特別控除等の適用を受けることはできません。

(4) 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

居住用財産を譲渡して損失が生じた場合には、次の要件のもと、その損失を他の所得から控除でき、さらに控除しきれない損失は繰り越すことができます。

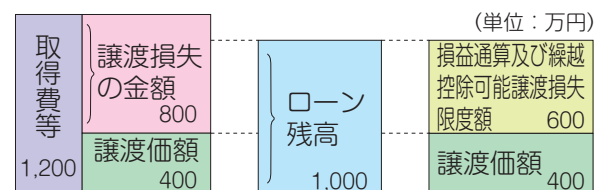
適用要件		居住用財産を買い換えた場合	居住用財産を譲渡して買い換えない場合
譲渡資産	譲渡期間	平成16年1月1日～平成25年12月31日	
	所有期間	譲渡した年の1月1日において5年を超えるもの	
	住宅借入金等	要件なし	譲渡契約をする日の前日に一定の住宅借入金等の残高があること
買換資産	取得期間	譲渡の年の前年～譲渡の年の翌年末まで	要件なし
	床面積制限	居住用部分が50m ² 以上	
	住宅借入金等	繰越控除を受けようとする年の12月31日において一定の住宅借入金等の残高があること（住宅ローン控除との併用可）	
譲渡損失の金額		譲渡所得の金額の計算上生じた損失金額	住宅借入金等の残高－譲渡金額＝限度額（下図）
所得制限		繰越控除を受けようとする年分の合計所得金額が3,000万円以下	
繰越控除期間		譲渡した年の翌年以後3年間	

これらの規定は、その年の前年以前3年以内に、これらの規定の適用を受けた場合には、重ねて適用を受けることはできません。また、売却先が配偶者、直系血族、生計を一にしている親族等である場合には適用を受けることはできません。

（注）居住用財産の譲渡所得の特例を受ける場合は、納税額がなくても確定申告が必要です。なお、確定申告書には一定の記載、一定の書類の添付が必要です。

限度額参考図

譲渡損失の金額と譲渡価額の合計がローンの残高を上回る場合



詳しくは税理士にご相談ください。

4

所得控除

種 類	内 容	控 除 額	
		所 得 税	住 民 税
① 雑損控除 (P6、13参照)	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害（詐欺は該当しない）	$\left. \begin{array}{l} \text{（損失額－所得の10％）} \\ \text{（損失額のうち災害関連支出額）－5万円} \end{array} \right\} \text{いずれか多い額}$	
② 医療費控除 (P6、13参照)	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	$1\text{年間の支払医療費－（保険金等で補てんされる金額）－（10万円か所得の5％のいずれか少ない額）（最高200万円）}$	
③ 社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額（国民年金保険料等は支払証明書の添付等が必要）	
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	全額（証明書の添付等が必要）	
⑤ 生命保険料控除(※)	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） （平成23年12月31日以前契約分は最高5万円）	最高2.8万円 （最高3.5万円）
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） （平成23年12月31日以前契約分は最高5万円）	最高2.8万円 （最高3.5万円）
	介護医療保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要）	最高2.8万円
⑥ 地震保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた地震保険料（旧長期損害保険料を含む）	最高5万円（証明書の添付等が必要）	最高2.5万円
⑦ 寄附金控除 (P6、13参照)	特定寄附金を支払ったとき。ただし住民税では、自治体、共同募金などに限る	$\left. \begin{array}{l} \text{特定寄附金の支払額} \\ \text{総所得金額等の40％} \end{array} \right\} \text{いずれか少ない額}$	$\left. \begin{array}{l} \text{－2千円} \\ \text{税額控除（P32参照）} \end{array} \right\}$
⑧ 障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	一般の障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円	26万円 30万円 53万円
⑨ 寡婦控除	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円	26万円
	特定の寡婦	35万円	30万円
⑩ 寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
⑪ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
⑫ 配偶者控除 (P13参照)	配偶者の所得が一定額以下のとき （70歳以上…昭和18.1.1以前生まれ）	一般控除対象配偶者 38万円 老人控除対象配偶者（70歳以上） 48万円	33万円 38万円
⑬ 配偶者特別控除 (P13参照)	配偶者の所得が一定額以下のとき ※配偶者控除と配偶者特別控除を重ねて受けることはできません。	○配偶者特別控除の早見表	
		配偶者の給与収入	配偶者特別控除額
		103万円以下	0円
		105万円未満	38万円
		110万円 //	36万円
		115万円 //	31万円
		120万円 //	26万円
		125万円 //	21万円
		130万円 //	16万円
		135万円 //	11万円
		140万円 //	6万円
		141万円 //	3万円
		141万円以上	0円
⑭ 扶養控除	親族の所得が一定額以下のとき （16歳未満…平成9.1.2以後生まれ） （19歳以上23歳未満…平成2.1.2から平成6.1.1生まれまで） （70歳以上…昭和18.1.1以前生まれ）	年少扶養親族（16歳未満） 0円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳以上） 48万円 同居老親等（70歳以上） 58万円 一般扶養親族（16歳以上で上記以外） 38万円	0円 45万円 38万円 45万円 33万円
⑮ 基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

※生命保険料控除の合計適用限度額は、所得税は12万円、住民税は7万円です。

■ 雑損控除

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「雑損控除」か「災害減免法」を選択して、所得税の軽減又は免除を受けることができます。なお、雑損控除は盗難・横領による損失の場合も適用できます。

🌱 東日本大震災により被災された方は、震災特例法による特例が適用できます。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領（詐欺は含まない）	災害に限る	
対象資産等	生活に通常必要な資産（棚卸資産、事業用固定資産、生活に通常必要でない資産を除く）	損失額が住宅又は家財の1/2以上であること	
控除額の計算 ・ 所得税の軽減額	所得控除額 次のうちいずれか多い金額	その年の所得金額	軽減・免除
	①(損失額－保険金等による補てん額※)－所得金額の10%	500万円以下	全額免除
	②損失額のうち災害関連支出額－5万円	500万円超 750万円以下	1/2軽減
繰越控除期間	控除しきれない金額は、3年間繰り越すことができる	750万円超 1,000万円以下	1/4軽減
申告のときに 必要な書類	・源泉徴収票 ・り災証明書 ・災害等に関連するやむを得ない支出の領収書等	減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられない ・源泉徴収票 ・り災証明書 ・損失額の明細書	

※被災者生活再建支援金は、保険金等による補てん額に含まれません。

🌱 東日本大震災により被災された方は、控除しきれない金額を5年間繰り越すことができます。

■ 医療費控除

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、200万円を限度として、所得から差し引くことができます（控除額の算式はP12参照）。

控除を受けるには、確定申告書に領収書や費用証明書の添付等が必要です。

美容目的の整形手術の費用、サプリメントなどは控除の対象に含まれません。

■ 寄附金控除

特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額を所得から差し引くことができます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の合計額} \end{array} (*) + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附} \\ \text{金の合計額} \end{array} (*) \right] - 2,000\text{円} = \text{寄附金控除額}$$

* 寄附金の合計額には、下表のとおり、それぞれ限度額があります。

特定震災指定寄附金については、選択により、所得控除か税額控除を受けることができます。

寄附金の種類	特定寄附金	震災関連寄附金（※1）	特定震災指定寄附金（※2）
支出期間	制限なし	平成23年3月11日～平成25年12月31日	平成23年3月11日～平成25年12月31日
所得控除・ 税額控除の 計算	所得控除額 次のうちいずれか少ない金額 －2,000円	所得控除額 次のうちいずれか少ない金額 －2,000円	税額控除額(所得控除との選択) 次のうちいずれか少ない金額
	①特定寄附金の支払額 ②総所得金額等×40%	①震災関連寄附金の支払額 ②総所得金額等×80%	①(特定震災指定寄附金の支払額 (※3)－2,000円)×40% ②所得税額×25%

(※1) 震災関連寄附金とは、国又は東日本大震災により著しい被害が発生した地方公共団体に対する寄附金及び財務大臣が指定した寄附金をいいます。

(※2) 特定震災指定寄附金とは、震災関連寄附金のうち認定NPO法人及び中央共同募金会に対する一定のものをいいます。

(※3) 所得金額の80%が限度です。

 詳しくは税理士にご相談ください。

配偶者控除と配偶者特別控除

■ 配偶者控除

配偶者の合計所得金額が38万円（給与収入で103万円）以下のときは、配偶者控除として38万円を所得から差し引くことができます。

控除を受ける要件は、次のとおりです。

- (1) 他の人の扶養親族になっていないこと
- (2) 事業専従者給与等を受けていないこと

■ 配偶者特別控除

配偶者控除の対象とならない人（給与収入で103万円超）でも、合計所得金額が76万円（給与収入で141万円）未満であれば、配偶者特別控除として、最高38万円を所得から差し引くことができます。

ただし、控除を受ける本人の合計所得金額が、1,000万円以下である場合に限りです。

5 税額控除

1 配当控除

株式の配当を申告した場合には、次の金額を所得税額から控除できます。

申告した配当所得金額 × 10% = 控除額（ただし課税総所得金額1,000万円超の部分は5%）

なお、申告分離課税を選択した場合には配当控除の適用はありません。

2 寄附金の税額控除

所得控除の対象となる寄附金のうち、①政治活動に関する一定の寄附金、②認定NPO法人に対する寄附金、③一定の要件を満たす公益社団法人等に対する寄附金、④特定震災指定寄附金は、寄附金控除との選択により所得税額から控除できます。

（寄附金の額の合計額－2,000円）× 40%（①は30%）＝寄附金特別控除額（※）

※所得税額の25%を限度とする（①は別枠で判定）

3 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

(1) 借入金で新築又は中古の居住用家屋を取得したときや増改築をしたときは、家屋と土地等の費用の額（補助金等を控除後）についての年末借入金等残高に応じて、次の金額を所得税額から控除できます。

居 住 年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高控除額／年
平成24年	10年間	3,000万円	1.0%	30万円
平成25年	10年間	2,000万円	1.0%	20万円

(2) 「認定長期優良住宅（いわゆる200年住宅）」又は「認定低炭素住宅（認定省エネ住宅）」^(注)の新築又は建築後使用されたことのないものを取得したときは、次の金額を所得税額から控除できます。

居 住 年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最高控除額／年
平成24年	10年間	4,000万円	1.0%	40万円
平成25年	10年間	3,000万円	1.0%	30万円

☆住宅ローン控除の適用がある人のうち、所得税額から控除しきれない金額がある場合は、翌年度分の個人住民税額から税額控除できます。

(注) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行日以後に、認定低炭素住宅を居住の用に供する場合について適用されます。

(3) 住宅ローン控除の対象となる増改築等のうち、一定のバリアフリー改修工事及び省エネ改修工事に該当する場合は、(1)に代えて次の特別控除を適用することができます。

改修時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率		最高控除額／年
平成19年4月1日～ 平成25年12月31日 (省エネ改修工事は平 成20年4月1日～)	5年間	1,000万円	①一定の改修工事費用 (200万円を限度) ※	2.0%	12万円
			②①以外の増改築工事 費用	1.0%	

※一定のバリアフリー改修工事の場合、工事費用から補助金等を控除した金額に相当する住宅借入金等の年末残高。

東日本大震災で被災された方への特例

住宅ローン控除を受けている住宅が東日本大震災により滅失した場合でも、引き続きローン控除を受けられます。

また、新たなローンで住宅を再取得等した場合には、元の住宅ローン控除と新住宅分も重複して控除を受けることができます。

適用を受けるための要件

- 取得又は増改築等をした日から6か月以内に居住
- 住宅の床面積が50m²以上で取得又は増改築後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること
- 借入金は償還期間が10年以上〔(3)の場合は5年以上〕であること
- 中古住宅の場合、築後20年以内（耐火建築物の場合25年以内）であること、又は昭和56年の建築基準法施行令の新耐震基準に適合するものであること
- 増改築の場合、その費用が100万円〔(3)の場合は30万円〕を超えること
- その年の合計所得金額が3,000万円以下であること
- 居住用財産を譲渡した場合の特例（3,000万円特別控除・軽減税率・買換えなど P10、11参照）を受けていないこと
- 配偶者その他生計を一にする親族等から取得したものでないこと

☆サラリーマンは、翌年から年末調整で控除が受けられます。

申告に必要な添付書類

- ①借入金の年末残高等証明書
- ②住民票の写し
- ③家屋・土地の登記事項証明書（登記簿謄本）
- ④売買契約書、建築工事請負契約書などの写し
- ⑤建築確認通知書の写し又は増改築工事証明書
- ⑥サラリーマンの場合は、給与所得の源泉徴収票

 詳しくは税理士にご相談ください。



4 住宅耐震改修費用に係る特別控除

平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、建築基準法の旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建築された居住用の家屋を、現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事（住宅耐震改修）をした場合には、次の①、②のいずれか少ない金額の10%相当額（最高20万円）をその年の所得税額から控除できます。

- ①住宅耐震改修に要した費用の額（補助金等を控除後）
- ②住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額

5 特定の改修工事をした場合の特別控除

既存住宅について一定のバリアフリー改修工事・省エネ改修工事をし、平成24年中に、居住の用に供した場合には、次の①、②のいずれか少ない金額の10%相当額（最高15万円、太陽光発電設備設置の場合は30万円）をその年の所得税額から控除できます。

- ①バリアフリー改修工事・省エネ改修工事に要した費用の額（補助金等を控除後）
- ②バリアフリー改修工事・省エネ改修工事の標準的な費用の額

なお、この税額控除は、住宅ローン控除（P14）との選択適用となります。

6 認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除

認定長期優良住宅の新築等をして、平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に、居住の用に供した場合には、住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用相当額の10%相当額（最高50万円）をその年の所得税額から控除できます（1年繰越可）。

なお、この税額控除は、住宅ローン控除（P14）との選択適用となります。

7 雇用者の数が増加した場合の特別控除

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各年において、雇用者増加数等の要件を満たした青色申告事業者は、所得税額の10%を限度として、増加した雇用者一人につき20万円を所得税額から控除できます。

贈与税

財産をもらったら

税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

消費税

地方税

納税など

税理士を
もつと身近に

1 贈与税のしくみと計算

贈与税は、個人から財産の贈与を受けた場合に、贈与を受けた人が負担する税金です。一定の条件により相続時精算課税も選択することができます。

1 暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除の110万円を控除した残額に下記の「贈与税の速算表」を使って贈与税額を計算します。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

<贈与税の速算表>

課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円 //	15%	10万円
400万円 //	20%	25万円
600万円 //	30%	65万円
1,000万円 //	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

<計算方法>

上記の課税価格に税率を掛け、控除額を差し引いた金額が贈与税額です。

例えば、800万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、 $(800\text{万円} - 110\text{万円}) \times 40\% - 125\text{万円} = 151\text{万円}$ となります。

2 相続時精算課税制度

65歳以上の親から財産の贈与を受けた推定相続人である20歳以上の子は、相続時精算課税を選択することができます。この制度の贈与税額は、特別控除額2,500万円を超えた部分に一律20%を掛けた金額となります。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{特別控除額} = \text{課税価格}$$

$$\text{課税価格} \times 20\% = \text{贈与税額}$$

※2,500万円－前年までに使用した特別控除額

例えば、平成20年にこの制度を選択して1,500万円の贈与を受け、平成24年にさらに1,600万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、

平成20年 $1,500\text{万円} - 1,500\text{万円} \times 0\text{円}$ (課税価格)

特別控除額 $2,500\text{万円} > 1,500\text{万円} \therefore 1,500\text{万円} \times$

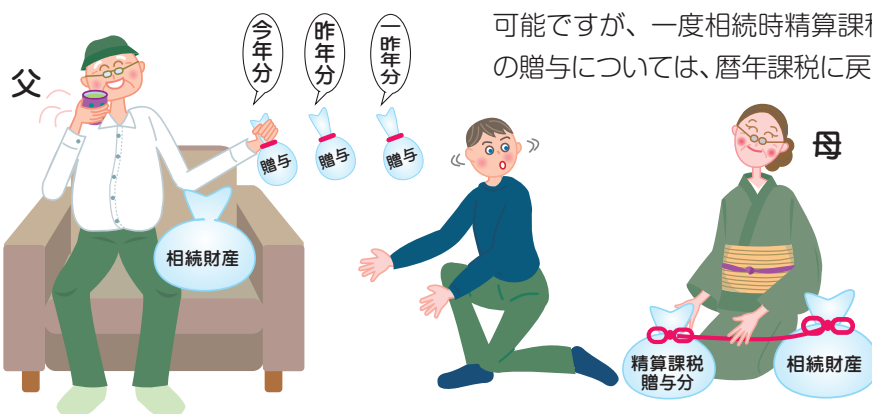
繰越分 $2,500\text{万円} - 1,500\text{万円} = 1,000\text{万円} \times$

平成24年 $1,600\text{万円} - 1,000\text{万円} = 600\text{万円}$

$600\text{万円} \times 20\% = 120\text{万円}$ となります。

この制度を選択した贈与財産は相続財産に加算され、贈与税額が相続税額を超える場合には、還付を受けることができます。

また、贈与を受ける親ごとに暦年課税との選択が可能ですが、一度相続時精算課税を選択した親からの贈与については、暦年課税に戻ることはできません。



居住用不動産及びそれを取得するための金銭の贈与については、次のような特例があります。

■ 1 贈与税の配偶者控除

婚姻期間**20年以上**の配偶者（内縁関係は除く）が居住用不動産又は居住用不動産を購入するための金銭の贈与を受けた場合、贈与税の配偶者控除2,000万円と基礎控除110万円合わせて**2,110万円**までは贈与税がかかりません（不動産取得税、登録免許税などはかかります）。

ただし、次の条件を満たすことが必要です。

- (1) 贈与を受けた年の翌年の3月15日現在実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること
- (2) 必ず贈与税の申告をすること
申告書には次の書類の添付が必要です。
 - ①受贈者の戸籍謄本又は抄本と戸籍の附票の写し
 - ②居住用不動産の登記事項証明書
 - ③受贈者の住民票の写し

ひとくちメモ

居住用不動産とは

住んでいる家屋（家屋の増築を含む）とその敷地や借地権をいいます。居住用家屋の敷地である土地のみが贈与された場合でも、家屋の所有者が配偶者又は同居の親族であれば居住用不動産になります。

■ 2 住宅取得等資金の贈与

住宅取得のための土地の先行取得及び住宅の取得や一定の増改築資金の援助を受けた場合には、次の特例を受けることができます。

(1) 住宅取得等資金の贈与税の非課税

平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間に、20歳以上の人が、両親・祖父母等から住宅取得等のための金銭の贈与を受けた（贈与を受ける人の合計所得金額が年2,000万円以下に限る）場合、下表の非課税限度額を、暦年課税の基礎控除額110万円又は相続時精算課税の特別控除額2,500万円に上乗せすることができます。ただし、平成23年分以前の年分において、従前の住宅取得等資金の贈与税の非課税制度の適用を受けた場合（東日本大震災により被災された方を除く）には、この制度の適用を受けることはできません。

住宅の種類	平成24年	平成25年	平成26年
省エネ・耐震性を備えた良質な住宅用家屋	1,500万円	1,200万円	1,000万円
 東日本大震災により被災された方の場合	1,500万円		
上記以外の住宅用家屋	1,000万円	700万円	500万円
 東日本大震災により被災された方の場合	1,000万円		

◎適用対象となる住宅用家屋の床面積の上限は、東日本大震災により被災された方を除き、240m²以下となりました（P18参照）。

(2) 相続時精算課税の特例

平成26年12月31日までに、住宅取得等資金の贈与を受けた場合には、贈与者である親が**65歳未満**であっても相続時精算課税を選択することができます。

この特例を受けるためには、住民票の写しなどを添付した贈与税の期限内申告が必要です。



詳しくは税理士にご相談ください。

3

相続時精算課税制度のまとめ

	一 般	住宅資金の特例
贈 与 財 産	財産一般	住宅取得等資金（土地等の先行取得を含む）
贈 与 者	父母（65歳以上）	父母（年齢制限なし）
受 贈 者	20歳以上の子 （子が死亡している場合、20歳以上の孫も含む）	同左 及び その年の合計所得金額が2,000万円以下
選 択 届 出	相続時精算課税選択届出書の提出が必要	同左
申 告	期限内申告が必要	同左
利 用 回 数	何回でも可	同左
非 課 税 枠	2,500万円まで	平成24年 3,500万円（2,500万円+1,000万円）※ 平成25年 3,200万円（2,500万円+700万円）※ 平成26年 3,000万円（2,500万円+500万円）※
税 率 ・ 計 算	非課税枠を超えた部分×一律20%	同左
適 用 期 間	平成15年1月1日以降	平成24年1月1日～平成26年12月31日
注 意 点	・ 贈与者、受贈者の年齢は贈与が行われた年の1月1日現在で判断します。 ・ いったん相続時精算課税を選択した場合は暦年課税に戻ることはできません。	
要 件	①新築住宅：床面積が50㎡以上、240㎡以下 ②中古住宅：床面積が50㎡以上、240㎡以下、かつ、築後20年（耐火建築物25年）以内、又は、平成17年4月1日以降の取得で新耐震基準を満たすもの ③増改築：工事費用が100万円以上で、工事後の床面積が50㎡以上、240㎡以下のもの	
贈与者が死亡した場合	贈与を受けた資金は相続財産に加算され、相続税の課税対象になります。	同左 ただし、贈与を受けた資金のうち、住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例を受けた金額（平成24年1,000万円、平成25年700万円、平成26年500万円を上限）は、相続財産に加算されません。

※一定の省エネルギー・耐震住宅の取得をした場合の非課税枠についてはP17参照
 ☆その他複雑な要件もあります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

4

非上場株式等の贈与税の納税猶予制度

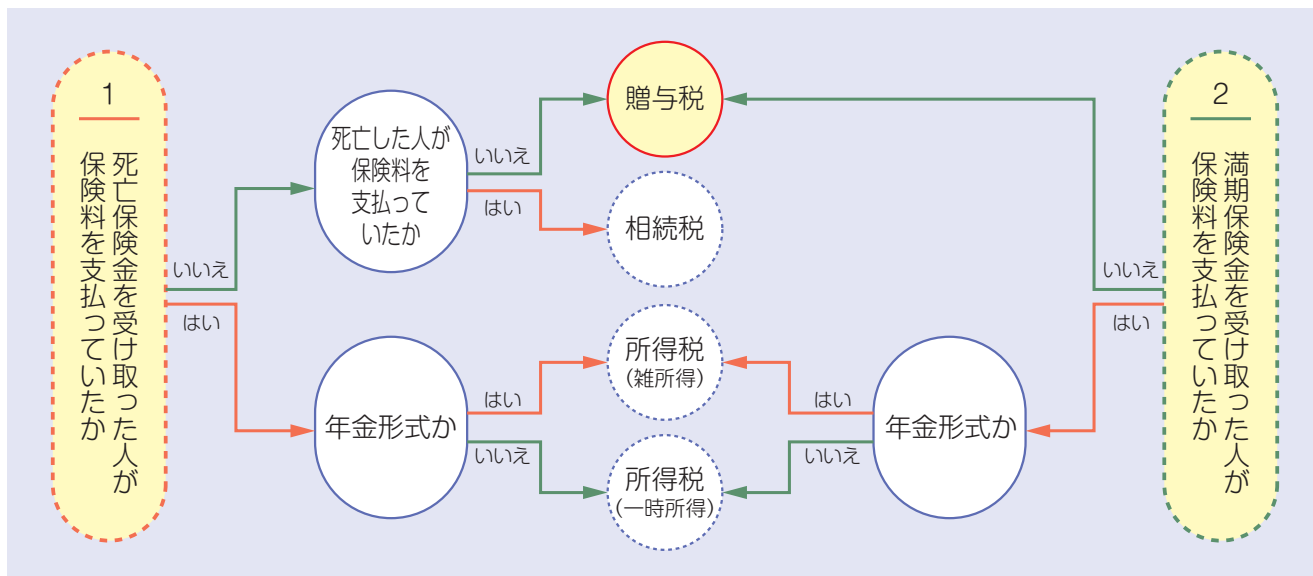
後継者が一定の中小企業の代表者であった先代経営者から贈与によりその保有株式等の全部を取得した場合には、その株式等に係る贈与税額の全額が猶予される制度です。この制度の適用は、経済産業大臣の認定等を受けることが前提条件となっています。

手続きなどが複雑なため、詳しくは税理士にご相談ください。

5 生命保険金と贈与税

生命保険金の受取人には、契約内容により種類の異なる税金がかかります。

贈与税の対象になるのは、保険料支払人と受取人が異なる場合で、受け取った額が基礎控除110万円を超えるとき贈与税がかかります。



6 離婚に伴う財産分与と慰謝料

離婚して、相手方から慰謝料や財産をもらった場合（財産分与）には、通常、贈与税はかかりません。

財産分与や慰謝料が、現金ではなく土地や建物などの不動産で支払われた場合には、その不動産をもらった人には税金がかかりません。しかし、支払った人にはその不動産の譲渡があったものとして所得税と住民税がかかる場合があります。



夫と離婚を考えています。
厚生年金分割制度があると聞きましたが、
贈与税はかかりますか？



平成19年4月から施行された「厚生年金分割制度」では、夫婦間の協議、裁判手続で保険料納付記録の分割が行われた場合、原則として贈与税はかかりません。

7 申告と納税

贈与税は財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日までに申告をし、納税します。

贈与税が**10万円**を超えていて一時に納めることが困難なときは、**5年以内**の年賦延納ができます。

ただし、その場合には利子税がかかり、また、担保が必要になる場合がありますので注意してください。

贈与税の計算や申告はもちろん、相続時精算課税の選択、贈与税の納税猶予については、相続税に深いかわりがあります。

※詳しくは税理士にご相談ください。



税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

消費税

地方税

納税など

税理士をもっと身近に

相続税

遺産を相続したら

税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

消費税

地方税

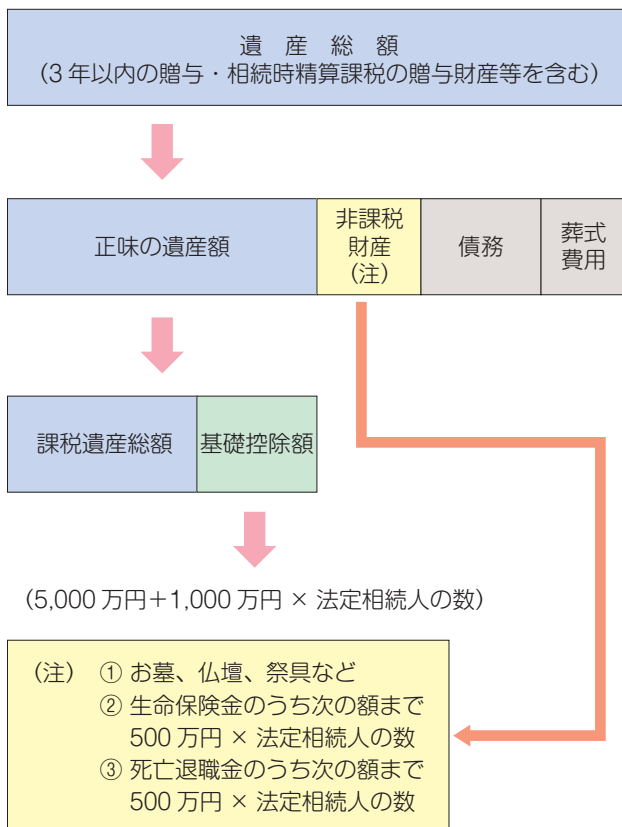
納税など

税理士を
もつと身近に

1 相続税のしくみ

相続税は、死亡した人の財産を相続したときや遺言によって財産を取得したときに納める税金です。亡くなられた人を被相続人、相続によって財産を受け継いだ人を相続人といいます。相続人の住所が、国内にあるか国外にあるかにより、課税される財産の範囲が異なります。相続開始時に相続人が死亡している場合などは、代襲相続の制度があります。

1 相続税のしくみ



正味の遺産額が基礎控除額を超える場合は、相続税の申告が必要となります。この場合、相続税の総額は、実際の遺産分割にかかわらず、各相続人が法定相続分により課税遺産総額を取得したものととして計算されます (P24参照)。

2 法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合		
子がない場合		
子も親もない場合		

相続税の計算をする場合の法定相続人の数については、次のように取り扱われます。

- (1) 相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとされます。
- (2) 養子の数は、実子がいる場合は1人、いない場合は2人までと制限されています。
- (3) 特別養子・連れ子養子・代襲相続人は、実子とみなされます。

3 遺産の分割

遺産は、遺言書がある場合には、遺留分（P27参照）を侵さない限り遺言どおりに分割されます。遺言書がない場合には、相続人全員で協議して分け方を決めます。相続人の間で争いになり、遺産分割協議が調わないときや相続人の中に行方不明者があって協議できないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。調停が不調に終わったときは、審判の手続きによって分割することになります。

遺産の分割ができない場合でも、相続税の申告書の提出期限までに申告・納付をしなければなりません。

遺産分割協議書

被相続人日本太郎の遺産分割について、相続人全員で協議した結果、次のとおり分割し、取得することに合意し決定した。

記

第一 遺産の分割

1. 相続人日本花子が取得する遺産

① 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇

宅 地 30000 m²

② 前同所同番・家屋番号〇〇番・木造瓦葺平家建居宅

床面積 15000 m²

2. 相続人日本一郎が取得する遺産

① 〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇）500万円

② 〇〇株式会社の株式 10000株

3. 相続人名古屋和子が取得する遺産

〇〇銀行の定額貯金（口座番号〇〇）500万円

第二 債務の負担

① 〇〇銀行からの証書借入金（相続開始時の残高600万円）は、相続人日本花子が負担する。

② 被相続人に係る未納の公租公課は、相続人日本一郎が負担する。

第三 分割協議対象外の遺産

本遺産分割協議の対象にならなかった被相続人の遺産が後日確認又は発見された場合は、その遺産については相続人日本花子が取得する。

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各自署名押印する。

平成〇年〇月〇日

東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号

相続人 日本花子 (実印)

大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号

相続人 日本一郎 (実印)

名古屋市千種区覚王山通〇丁目〇番〇号

相続人 名古屋和子 (実印)



私の父は、個人事業をしていましたが、多額の借金を残して亡くなりました。私は、父の借金を相続したくないのですが、どうすればよいのでしょうか？



相続財産が明らかに債務超過であれば、**相続の放棄**をすることができます。しかし、相続財産の内容が不明確な場合には、被相続人の資産の範囲内で債務を弁済することを条件に**相続（限定承認）**することもできます。これらの手続きは、相続の開始を知った日から**3か月以内**に家庭裁判所にする必要があります。

遺産分割のときには納税資金についても考慮すべきですね！



税理士は税務の専門家です。相続対策はもちろん、相続税の納税方法や遺族の生活設計等、早めにご相談ください。

税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

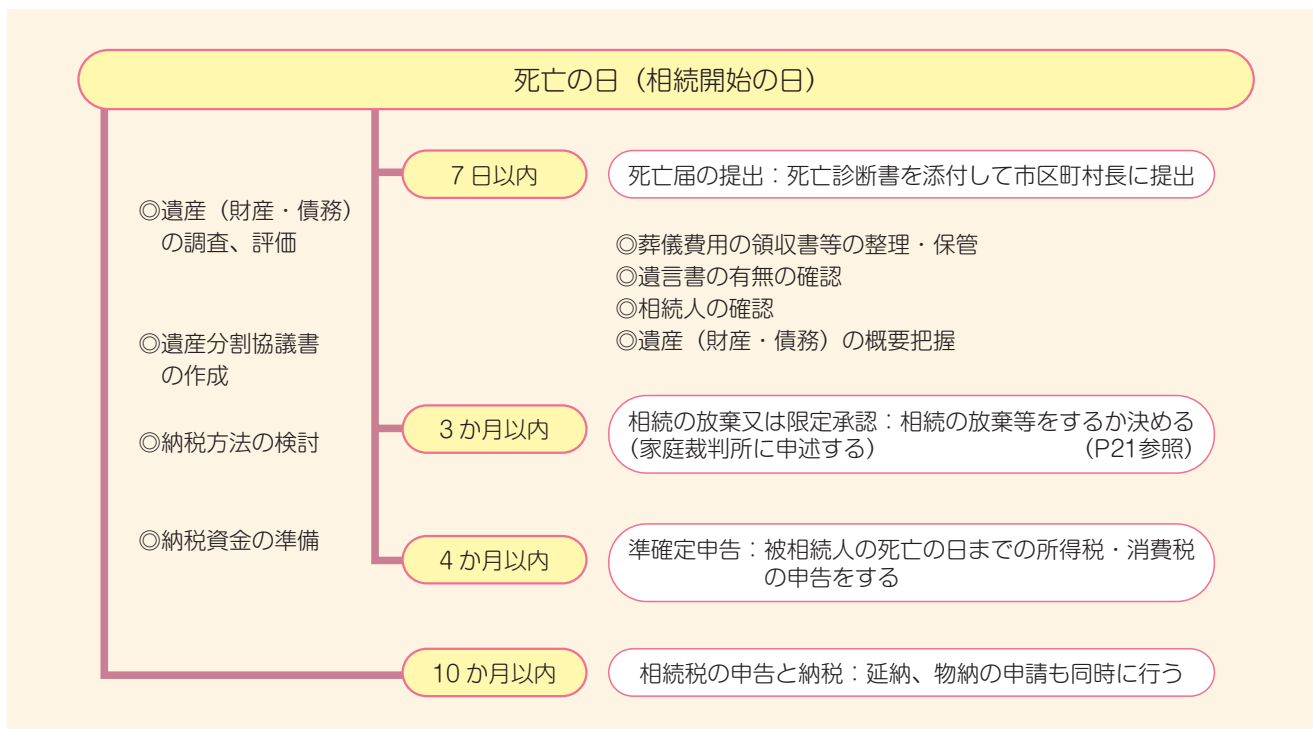
消費税

地方税

納税など

税理士をもっと身近に

■ 4 相続税の申告・納税までのタイムスケジュール



東日本大震災により被災された一部地域の方については、申告期限延長などの措置が設けられています。

2 相続財産となるもの

■ 1 相続財産

相続税のかかる財産には、被相続人の死亡の日に所有していた現金・銀行預貯金・株式・公社債・貸付信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権など一切の財産が含まれます。

■ 2 みなし相続財産

被相続人の死亡に伴って支払われる退職金や生命保険金などは、本来の被相続人の財産ではありませんが、相続税の計算上では相続財産とみなされます。

これらのみなし相続財産には、日本の保険業法の免許を受けていない外国の保険業者と締結された生命保険契約又は損害保険契約に係る保険金も含まれます。

■ 3 3年以内に贈与を受けた財産

相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続財産に加算されます。

ただし、贈与税の配偶者控除・住宅取得等資金の非課税の特例を受けた財産については、加算されないこととなっています（P17参照）。

■ 4 相続時精算課税制度選択者の課税財産

この制度を選択した場合の贈与財産は、贈与時の価額で相続時に相続財産に加算されます。

■ 5 贈与税の納税猶予を受けた非上場株式

納税猶予を受けた非上場株式は、贈与時の価額で相続時に相続財産に加算されます。

■ 6 非課税財産

P20（注）を参照してください。

■ 7 相続財産から控除できる債務・葬式費用

相続が開始したときに、現実に存在していた借入金などの債務のほか、未払いの税金、お通夜や葬式にかかった費用は債務控除として相続財産の価額から差し引くことができます。

ただし、法事や香典返しの費用は葬式費用に含まれません。

詳しくは税理士にご相談ください。

3 相続財産の評価

土地や建物などをもらったとき、又は相続したときの評価は、原則として相続税評価額となります。

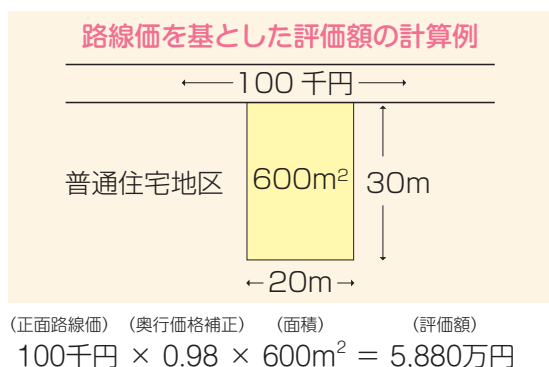
相続税評価額とは

1 土地など

(1) 宅 地

宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式とがあります。

市街地の大部分で使われる路線価方式は、その土地の面している道路に1㎡当たりの評価額が付けられており、この評価額に面積を掛けて計算する方法です。



小規模宅地等の特例

被相続人やその人と生計を一にしていた親族が利用していた宅地については、次のように評価額が減額される特例があります。

宅地の種類	限度面積	減額割合
①特定事業用宅地等 被相続人の事業を引き続き 営む場合などの宅地	400m ² 以下	80%
②特定居住用宅地等 被相続人と同居の親族が引き 続き居住する場合などの宅地	240m ² 以下	80%
③特定同族会社事業用宅地等 特定同族会社の事業用に引 き続き使用される場合など の宅地	400m ² 以下	80%
④貸付事業用宅地等 被相続人の貸付事業を引き 続き営む場合などの宅地	200m ² 以下	50%

なお、上記特例の要件を満たす宅地等が複数の場合は限度面積の調整が行われます。

この特例は、対象となる宅地等に関して、遺産分割が成立していないと適用を受けることができません。

(2) 借地権

借りた土地に建物を建てて、地代を払って利用していると借地権として評価します。

(3) 農地

農地は、純農地、中間農地、市街地周辺農地、市街地農地の別に評価します。

(4) その他の土地

このほか、山林、原野、雑種地、永小作権、耕作権、生産緑地などがあります。

2 建物

建物の固定資産税評価額が相続税評価額となります。アパートや貸家など、貸している建物については、借家権割合相当額を減額して計算します。

3 有価証券

(1) 上場株式

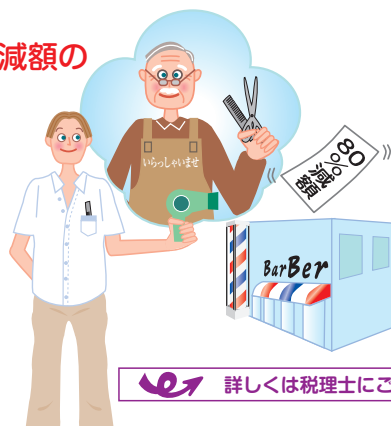
相続開始の日の終値か、その月・前月・前々月の3か月間の月平均株価のうち、一番低い価額で評価します。

(2) 上場されていない会社の株式及び出資

評価しようとする会社を、大会社・中会社・小会社に分類し、次にその株主が中心的な株主であったかどうかにより、それぞれ異なった評価方法で評価します。

- 平成22年5月11日～平成23年12月31日の間に相続した東日本大震災の被災土地等の評価については特例があります。
- 東日本大震災により被災された方が相続等をした場合の価額は、課税の計算特例の規定が設けられています。

80%減額の特例



詳しくは税理士にご相談ください。

税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

消費税

地方税

納税など

税理士をもっと身近に

事例をもとに相続税の計算をしてみましょう。相続人は、妻、長男、長女の3人です。長男は、被相続人から生前に3,000万円の贈与を受け相続時精算課税を選択し、100万円を納税しています。

1 遺産の総額

現金・預金・株式	6,500万円
土地・建物(小規模宅地等の特例適用後)	5,000万円
生命保険金 5,000万円－1,500万円 (500万円×3人＝1,500万円は非課税)	3,500万円
死亡退職金 2,000万円－1,500万円 (500万円×3人＝1,500万円は非課税)	500万円
贈与財産(相続時精算課税選択)	3,000万円
その他(うちお墓、仏壇は非課税)	300万円
総遺産額	1億8,800万円
債務(借入金)	△500万円
葬式費用	△300万円
正味の遺産額	1億8,000万円

(1) 正味の遺産額

$$1\text{億}8,800\text{万円} - 800\text{万円} = 1\text{億}8,000\text{万円}$$

(2) 課税遺産額

$$\begin{matrix} \text{(正味の遺産額)} & \text{(基礎控除額)} & \text{(課税遺産額)} \\ 1\text{億}8,000\text{万円} & - 8,000\text{万円} & = 1\text{億円} \end{matrix}$$

(注)

(3) 法定相続分で按分

$$1\text{億円} \times \frac{1}{2} = 5,000\text{万円(妻)}$$

$$1\text{億円} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = 2,500\text{万円(長男、長女)}$$

(4) 相続税の総額の計算

$$5,000\text{万円} \times 20\% - 200\text{万円} = 800\text{万円(妻)}$$

$$2,500\text{万円} \times 15\% - 50\text{万円} = 325\text{万円(長男、長女)}$$

$$800\text{万円} + 325\text{万円} \times 2 = 1,450\text{万円}$$

(5) 各人の相続税額 (例: 法定相続分どおり遺産を分割した場合)

$$1,450\text{万円} \times \frac{1}{2} = 725\text{万円(妻)}$$

$$1,450\text{万円} \times \frac{1}{4} = 362.5\text{万円(長男、長女)}$$

(6) 税額控除の計算

$$\text{① 配偶者の税額軽減 } 1,450\text{万円} \times \frac{9,000\text{万円}}{1\text{億}8,000\text{万円}} = 725\text{万円}$$

$$\text{② 相続時精算 } (3,000\text{万円} - 2,500\text{万円}) \times 20\% = 100\text{万円}$$

$$\text{③ 未成年者控除 } 6\text{万円} \times 3\text{年}(20\text{歳} - 17\text{歳}) = 18\text{万円}$$

(7) 納める税金の合計

$$\text{妻} 0\text{円} + \text{長男} 262.5\text{万円} + \text{長女} 344.5\text{万円} = 607\text{万円}$$

<相続税の速算表>

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
3,000万円 //	15%	50万円
5,000万円 //	20%	200万円
1億円 //	30%	700万円
3億円 //	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円



(注) 基礎控除額

法定相続人の数

$$5,000\text{万円} + (1,000\text{万円} \times 3\text{人}) = 8,000\text{万円}$$

(60歳)

(26歳)

(17歳)

妻 ($\frac{1}{2}$) 5,000万円	長男 ($\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$) 2,500万円	長女 ($\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$) 2,500万円
--------------------------------	--	--

(× 税率)

(× 税率)

(× 税率)

800万円

325万円

325万円

相続税の総額 1,450万円

妻 ($\frac{1}{2}$)
725万円

長男 ($\frac{1}{4}$)
362.5万円

長女 ($\frac{1}{4}$)
362.5万円

配偶者の税額軽減
△725万円

相続時精算課税
△100万円

未成年者控除
△18万円

妻 0円

長男 262.5万円

長女 344.5万円

■ 2 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除額（相続税の課税最低限）は、次の計算によります。

$$5,000\text{万円} + 1,000\text{万円} \times \text{法定相続人の数} \\ (\text{P20参照})$$

■ 3 相続税額の2割加算

親、子、配偶者以外の人が相続等により財産を取得した場合には、相続税額にその税額の2割を加算します。したがって、兄弟姉妹や孫（養子となった孫も含む）は、相続税額が2割増えます。

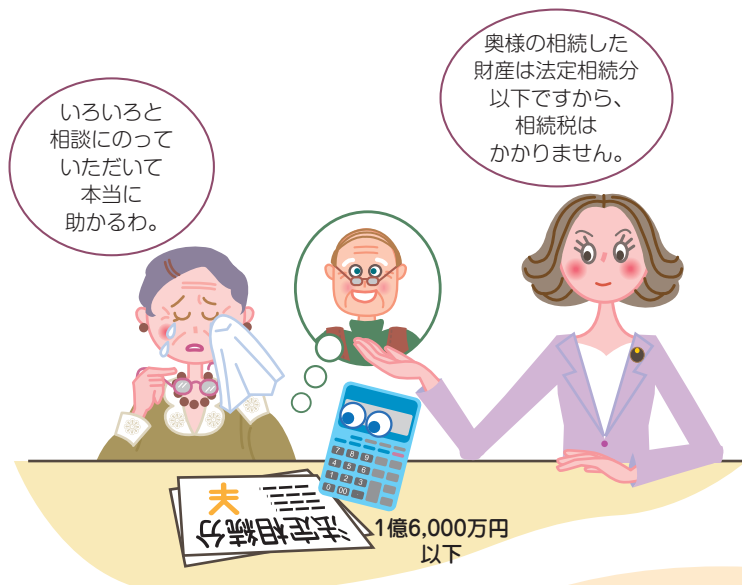
ただし、代襲相続人となった孫は加算の対象とはなりません。

■ 4 税額控除の計算

相続人のそれぞれの事情により、税額が控除されます。

(1) 配偶者の税額軽減

残された配偶者の生活の保障や遺産形成に貢献した内助の功などを配慮した規定です。配偶者が相続した財産が、配偶者の法定相続分（P20参照）相当額以下の場合には、相続税がかかりません。また、法定相続分を超えても1億6,000万円までは、相続税はかかりません。ただし、遺産分割が成立していることが条件です（P21参照）。



(2) 未成年者控除

相続人の年齢が20歳未満のときは、成人に達するまで、1年につき6万円が相続税額から控除されます。

(3) 障害者控除

相続人が障害者に該当するときは、85歳に達するまで、1年につき6万円（特別障害者は12万円）が相続税額から控除されます。

(4) 贈与税額控除

暦年課税制度

相続開始前3年以内の贈与財産の価額（贈与時の価額）は相続財産の価額に加算し、その贈与により支払った贈与税額は相続税額から控除されます。

相続時精算課税制度

相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）は相続財産の価額に加算し、すでに支払った贈与税額は相続税額から控除されます。なお、控除しきれない贈与税額は、申告することにより還付されます。

■ 5 非上場株式等の相続税の納税猶予

中小企業の代表者から後継者である相続人が、その会社の株式等を相続などにより取得した場合には、その株式等に係る相続税額のうち、一定額が納税猶予されます。

適用に当たっては、相続開始前に経済産業大臣に対する手続きが必要です。要件、手続きが複雑なため、詳しくは税理士にご相談ください。

特例の適用と相続税の申告義務

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の評価減などの特例を適用した場合には、税額はゼロとなっても**必ず**相続税の申告書の提出が必要となります。

相続税は、相続開始の日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の税務署に申告して納税します。

なお、正味の遺産額が基礎控除額以下であれば、相続税の申告書を提出する必要はありません。

東日本大震災により被災された一部地域の方については、申告期限延長などの措置が設けられています。

1 申告書の提出方法

申告書を提出する人が2人以上いる場合には、共同で申告書を作成し連名で提出することができます。

相続人の間で連絡が取れないなどの理由によって共同提出が困難な場合等には、別々に申告書を作成して提出することになります。

申告に必要な添付書類

- ①戸籍謄本、除籍謄本
- ②遺言書、遺産分割協議書の写し
- ③相続人全員の印鑑証明書
- ④預貯金・借入金等の残高証明書など
- ⑤不動産の登記事項証明書、地積測量図又は公図の写し
- ⑥固定資産評価証明書など

2 税金の納付

相続税は金銭で一時に納めるのが原則ですが、納付が困難な場合には、一定の要件のもと申請によって年賦延納や相続で取得した財産で物納することもできます。

延納の場合は、原則として担保の提供が必要です。延納が継続できなくなった場合、一定の要件のもと物納に変更できます。

相続税を納めない相続人がいる場合には、他の相続人がその分の税金を納めなければならない連帯納付の義務があります。ただし、平成24年4月1日以後に申告期限が到来する相続税については（4月1日前の申告期限に係る同日時点の未納額についても）、一定の要件を満たす場合には、相続税の連帯納付義務が解除されることになりました。

詳しくは税理士にご相談ください。

Q

事業をしていた父が死亡したのですが、所得税・消費税の申告はどうするのですか？

A

お父さんが死亡した日の翌日から4か月以内に相続人が確定申告をし、納税しなければなりません。これを準確定申告といいます。お父さんの納税地の所轄税務署長に相続人全員の連名で提出することとなります。また、相続人が事業を引き継いで、青色申告（P5参照）を行う場合には、青色申告承認の申請が必要となり、消費税についても届出等注意する必要があります。

Q

不動産の登記事項証明書（登記簿謄本）や公図の写し、固定資産評価証明書はどこで取得できますか？

A

登記事項証明書や公図の写しは、不動産所在地の法務局（登記事項証明書については、コンピュータ化された法務局同士であれば、どの法務局でも取得できます）、固定資産評価証明書は不動産所在地の市役所等又は区役所です。

Q

遺産分割協議書に基づいて相続税の申告を済ませました。その後、事情により、遺産の分割をやり直したいと思いますが、何か問題がありますか？

A

申告期限後に分割のやり直しをすると、やり直した遺産について、相続人間で贈与があったものとしてもらった人に贈与税がかかることがあります。遺産の分割をするときは、慎重に行ってください。

遺言のすすめ

死後の財産の分割を円滑に行うために、遺言書の作成をおすすめします。

遺言の方式には、①公正証書遺言 ②自筆証書遺言 ③秘密証書遺言などがあります。

遺言書は、作成後も、撤回や作成し直すことができます。その場合、日付の最も新しいものが有効です。

遺 留 分

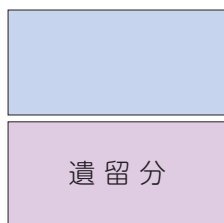
遺留分とは、民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。

その割合は、①相続人が親・祖父母のみの場合は被相続人の財産の $\frac{1}{3}$ 、②①以外（子のみ、配偶者のみ、配偶者と親、配偶者と子）の場合は、被相続人の財産の $\frac{1}{2}$ です。なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺言をする場合は、相続人の遺留分について配慮することも必要です。

例) 相続人が配偶者と
子供3人の場合の各相
続人の遺留分割合

被
相
続
人
の
財
産



$\frac{1}{2}$

	法定相続分割合	遺留分
配偶者	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2}$	$= \frac{1}{4}$
子 A	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	$= \frac{1}{12}$
子 B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	$= \frac{1}{12}$
子 C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{3}$	$= \frac{1}{12}$



子供も親もいない夫婦です。妻にすべての財産を相続させたいのですが、良い方法はありませんか？



「全財産を妻に相続させる」という遺言書を作成しておけば、兄弟姉妹に遺留分がないため、遺言どおり相続させることができます。

遺 言 書

私が、死亡したときのために以下のとおり遺言します。

一、東京都品川区大崎〇丁目〇番〇の宅地三〇〇・〇〇平方メートルと地上家屋（家屋番号〇〇）は妻大和花子に相続させる。

二、〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇）五〇〇万円と〇〇株式会社株式一〇、〇〇〇株は長男大和一郎に相続させる。

三、〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇）五〇〇万円は長女河内和子に相続させる。

四、残余の財産は妻大和花子に相続させる。

五、遺言執行者として〇〇市〇〇町〇〇山田太郎を指定する。

右の遺言を明確にするため、私はこの遺言書全文を自署し、左に日付および氏名を自署して捺印します。

平成〇年〇月〇日

東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号

大和太郎

印



税金のいろいろ

所得 税

贈 与 税

相 続 税

消 費 税

地 方 税

納 税 など

税 理 士 を
も っ と 身 近 に

消費税

商品等の販売やサービスの提供をしたら

1 消費税のしくみ

消費税は、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。消費者は、商品などの価格に含まれた消費税と地方消費税を負担し、納税義務者である事業者が申告し納付します。

1 課税される取引

次の要件のすべてに該当する取引は課税されます。

- ①国内における取引
- ②事業者が事業として行う取引
- ③対価を得て（有償で）行う取引
- ④資産の譲渡、資産の貸付及びサービスの提供

また、外国から商品を輸入する場合も、輸入のときに課税されます。

2 非課税取引

次のような取引は消費税の性格や社会政策的な配慮から課税されません。

- 土地の譲渡及び貸付
- 株式、社債の譲渡
- 貸付金や預金の利子
- 社会保険医療
- 一定の学校の授業料
- 住宅家賃 など

3 輸出免税

輸出及び国際通信などの輸出類似取引は免税です。

2 納税義務者

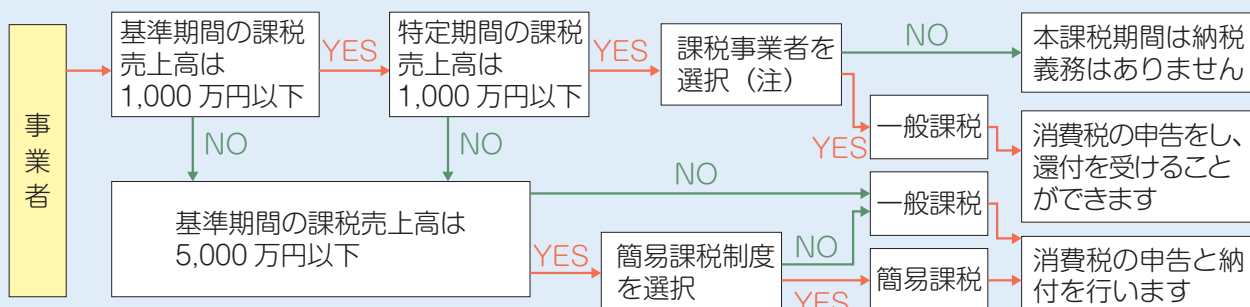
平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
前々年（基準期間）	前年	その年（課税期間）
課税売上高 1,000 万円超		課税事業者

事業者は、その年の前々年（基準期間といいます）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務のある課税事業者となります。1,000万円以下の場合には、その年の課税売上高がいくらであっても消費税を納める義務はありません（免税事業者といいます）。

ただし、免税事業者のうち、平成25年1月1日以後開始する年については、その年の前年1月1日から6月30日までの期間（特定期間といいます）の課税売上高（課税売上高に代えて給与等の支払額）が1,000万円を超える事業者は、課税事業者となります。

輸入の場合には、事業者だけでなく輸入した個人も納税義務者となります。

さて、あなたの場合は？



（注）還付が見込まれる場合

詳しくは税理士にご相談ください。

3

消費税の計算

国内取引

1 通常の消費税の計算（一般課税）

この計算例では、便宜上、消費税4%と地方消費税1%を合わせた税率5%で計算します。

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 5\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税仕入高}} \times 5\% \right)$$

※課税期間の課税売上高及び課税仕入高は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額です。

課税仕入に係る消費税額の控除を受けるためには、「帳簿」と「請求書等」の両方の保存が必要です。

ひとくちメモ

消費税の帳簿とは

①取引年月日 ②取引内容 ③取引金額

④相手方の氏名・名称

これらを記載したものを帳簿といいます。

2 簡易課税制度による消費税の計算

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者で、事前に届出書を提出している場合に選択できます。

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 5\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 5\% \times \text{みなし仕入率} \right)$$

みなし仕入率

①卸売業	90%
②小売業	80%
③製造業等	70%
④飲食店業他①②③⑤以外の事業	60%
⑤不動産業・運輸通信業・サービス業	50%

★計算してみましょう★

花屋（小売業）	売上高	2,100万円	店舗家賃	126万円
（税込経理）	仕入高	1,260万円	諸経費	147万円
	人件費（消費税対象外）	480万円	利益	87万円
	（基準期間の課税売上高 1,800万円）			

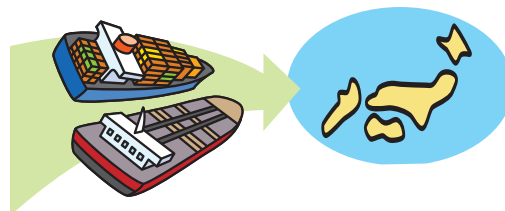
※便宜上、消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%の税率で計算します。

	一般課税	簡易課税
① 課税標準額	課税売上高（税込）を税抜きにする。 $2,100\text{万円} \times \frac{100}{105} = 2,000\text{万円}$	課税売上高（税込）を税抜きにする。 $2,100\text{万円} \times \frac{100}{105} = 2,000\text{万円}$
② ①に係る消費税額	$2,000\text{万円} \times 5\% = 100\text{万円}$	$2,000\text{万円} \times 5\% = 100\text{万円}$
③ 仕入税額控除	課税仕入れ（税込）に係る消費税額 $(1,260\text{万円} + 126\text{万円} + 147\text{万円}) \times \frac{5}{105} = 73\text{万円}$	課税売上高に係る消費税額にみなし仕入率（小売業：80%）を掛ける。 $100\text{万円} \times 80\% = 80\text{万円}$
④ 消費税等の納付税額	$100\text{万円} - 73\text{万円} = 27\text{万円}$	$100\text{万円} - 80\text{万円} = 20\text{万円}$

輸入取引

輸入取引の場合は次のように計算します。

$$\text{納付税額} = \text{関税課税価格} + \text{関税等} \times 5\%$$



4 申告と納税

1 確定申告

消費税は、翌年3月31日までに、確定申告書を所轄税務署へ提出し、同日までに国に納付します。

消費税額が還付になる場合にも、同様に確定申告書を提出し、還付を受けます。



2 中間申告

前年の消費税額が60万円（消費税48万円、地方消費税12万円）を超える課税事業者は、次のとおり中間申告と納付をしなければなりません。

前年の消費税額	中間申告、納付回数
60万円超 500万円以下	年 1回（前年の消費税額の2分の1）
500万円超 6,000万円以下	年 3回（前年の消費税額の4分の1）
6,000万円超	年11回（前年の消費税額の12分の1）

※仮決算による中間申告

仮決算に基づいて中間申告をし、納付することもできます。ただし、中間申告での還付はありません。

 詳しくは税理士にご相談ください。

3 輸入取引

輸入した人が課税対象となる外国貨物を保税地域から引き取るときに、所轄税関へそのつど申告し、納付します。

5 各種の届出

次のような場合、事業者は届出が必要です。

事 由	届出書	提出期限	その他
基準期間の課税売上高が1,000万円を超えることとなったとき（又は1,000万円以下となったとき）	消費税課税事業者届出書【基準期間用】 （消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書）	速やかに	
特定期間の課税売上高（課税売上高に代えて給与等支払額）が1,000万円を超えることとなったとき	消費税課税事業者届出書【特定期間用】	速やかに	
免税事業者が課税事業者を選択するとき（又は選択を取りやめるとき）	消費税課税事業者選択（不適用）届出書	選択しようとする（選択をやめようとする）課税期間の初日の前日まで	選択すると原則として2年間取りやめることができません
簡易課税制度を選択するとき（又は選択を取りやめるとき）	消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書	その適用を受けようとする（適用をやめようとする）課税期間の初日の前日まで	同上
課税期間の特例を選択又は変更するとき（又は選択を取りやめるとき）	消費税課税期間特例選択・変更（不適用）届出書	同上	同上

※各届出書様式は国税庁のホームページからダウンロードすることができます。

簡易課税制度を選択するとき、やめるとき

Q

私は、以前に簡易課税の選択届出書を提出しています。その後、免税事業者となった期間が続きました。以前に出した簡易課税の選択届出は有効ですか？

A

簡易課税制度を選択した場合、「簡易課税をやめる」旨の届出をしない限り、選択した効力がありますので、「簡易課税」の適用は有効です。

Q

私は平成25年に事業拡張のために新規に店舗を購入する予定です。店舗に係る消費税の還付を受けることができると聞きました。以前から簡易課税で申告していますが、どうしたらいいですか？

A

平成24年12月31日までに「簡易課税をやめる」旨の届出をしてください。平成25年は一般課税の計算で申告・納付をし、店舗やその他の課税仕入れに係る消費税が課税売上げに係る消費税を超える場合、超えた額は還付を受けることができます。

消費税の選択届出は、それぞれの具体的状況に応じた判断を伴います。
※詳しくは税理士にご相談ください。



相続があったとき

Q

私は父と一緒に食品の卸売業を営んでいましたが、父は平成24年5月に亡くなり、私が父の事業を引き継いでいます。消費税の届出等はどうなりますか。父は簡易課税制度を選択していましたが、そのまま引き継げるのでしょうか？

A

お父さんの平成24年の基準期間（前々年）の課税売上高が1,000万円を超えていれば、平成24年は課税事業者となります。お父さんが提出していた届出書の効力は引き継げませんので、速やかにお父さんの死亡届出書を提出するとともに、課税事業者届出書並びに簡易課税選択届出書を、原則として、相続開始の属する年の12月31日までに所轄税務署に提出しなければなりません。

災害にあったとき

Q

私は事業を営んでおり、消費税の課税事業者です。平成24年4月に延焼により事業所が全焼しました。建物の建築と什器等を調達し、一日も早い事業の再開を考えています。このような状況において、一般課税が有利と聞いていますが、昨年12月に「簡易課税制度選択」の届出書を提出しました。今から簡易課税選択を取りやめることができるでしょうか？

A

地震・豪雪・津波・火災などの災害等により被害を受けたときは、一定の要件のもとに、その災害があった課税期間から届出書の提出時期の特例の適用が受けられます。平成24年中に「簡易課税制度をやめる」旨の届出書と特例を受けるための申請書を提出することにより、一般課税の適用が受けられます。同様に、免税事業者が災害等により被害を受けたことにより、課税事業者を選択しようとする場合もこの特例の適用を受けることができます。

税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

消費税

地方税

納税など

税理士をもっと身近に

地方税

地方税は、都道府県や市町村などの
地方自治体が課する税金です。

税金のいろいろ

所得税

贈与税

相続税

消費税

地方税

納税など

税理士を
もつと身近に

1 住民税

(都) 道府県民税と市(区) 町村民税を総称して一般的に住民税と呼んでいます。1月1日現在住所を有する人に所得割と均等割が、住んでいなくても事務所や家屋を持っている人に均等割が課税されます。

1 住民税額

納める住民税額は次の①と②の合計額です。

①所得割額 (P12参照)

$$\left(\frac{\text{前年の総所得金額等} - \text{所得控除額}}{\text{所得金額等}} \right) \times \text{税率 (10\%)} - \text{税額控除 (調整控除)}$$

納める方法と時期

給与所得者は、6月から翌年5月までの毎月の給料から $\frac{1}{12}$ ずつ天引き(特別徴収)されます。また老齢基礎年金等を受けている65歳以上の人は、公的年金にかかる個人住民税が特別徴収されます。その他の人は市区町村から送付される納税通知書で年4回に分けて納めます(普通徴収)。

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告は必要です(P7参照)。

②均等割額

(都) 道府県民税額 + 市(区) 町村民税額 = 均等割額

$$1,000\text{円} + 3,000\text{円} = 4,000\text{円}$$

※平成26年度から平成35年度までの間は、次のとおり引き上げられます。

(都) 道府県民税 + 市(区) 町村民税 = 均等割額

$$1,500\text{円} + 3,500\text{円} = 5,000\text{円}$$

非課税

生活保護法による生活扶助を受けている人、障害者、未成年者、寡婦・寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった人、その他一定の要件に該当する人は課税されません。

2 住民税から控除される「住宅ローン特別控除」

平成21年から平成25年までの入居者で、所得税の住宅ローン控除の適用者は、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額(最高97,500円)を住民税額から控除することができます。

3 寄附金控除(税額控除)

一定の寄附を行った場合、住民税の所得割額から次のように計算した金額が控除されます。

[税額控除額の計算方法]

$$(\text{住民税に適用される寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$$

※税額控除額は総所得金額等の合計額の30%を限度とします。

「ふるさと納税」制度

地方自治体に対する寄附金については、次の特例控除額が加算されます。

[特例控除額の計算方法]

$$(\text{地方自治体に対する寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{所得税の税率})$$

※特例控除額は住民税所得割額の10%を限度とします。



土地や家屋を購入、贈与、交換、建築（増改築を含む）などにより取得したときにかかる税金です。

税額は、固定資産課税台帳に登録されている価格の4%ですが、平成27年3月31日までに取得した住宅及び住宅用地については3%とされます（住宅以外の家屋については4%）。宅地として評価される土地を、平成27年3月31日までに取得したときは、価格の $\frac{1}{2}$ に課税されます。

不動産取得税の軽減

■ 1 新築住宅（増改築を含む）

新築住宅の床面積が50m²（戸建以外の貸家住宅は40m²）以上240m²以下であれば、価格から1,200万円（認定長期優良住宅は1,300万円）が控除されます。

■ 2 中古住宅（自己の居住用に限る）

中古住宅の床面積が50m²以上240m²以下であれば、木造住宅などは新築後20年以内、鉄筋コンクリート造などは25年以内のものについて、新築の時期により100万円～1,200万円が価格から控除されます。

※平成17年4月1日以後に取得した場合は、
新耐震基準を満たした証明のある中古住宅
は築後経過年数を問いません。

※軽減を受けるためには、各都道府県が定めた日までに売買契約書などの必要書類を添えて、県（都、道、府）税事務所・支所へ申告することとなっています。

■ 3 住宅用地

住宅用土地を取得した場合で、その住宅が左記の■ 1 又は ■ 2 の住宅取得軽減の対象にあてはまるときは、次の①、②のいずれか多い金額が税額から控除されます。

①45,000円（税額が45,000円未満の時はその税額）

②土地1m²当たりの価格（注）

×住宅の床面積の2倍（1戸当たり200m²が限度）
×3%

（注）平成27年3月31日までに宅地を取得した場合は、土地の価格の $\frac{1}{2}$ を土地面積で除した数値が、1m²当たりの価格となります。



不動産取得税は、土地や建物を取得すると、どんな場合でも課税されるのですか？



有償・無償などの取得の理由に関係なく、また未登記の場合も課税されます。ただし、相続により取得した場合や、土地区画整理事業等の換地の取得などには課税されません。

ひとくちメモ

住宅の取得に係る税金

①契約をするとき

→売買契約書、贈与契約書やローン契約書に
印紙税

→建物代金に消費税

②登記するとき→登録免許税

③住宅を取得した後

→不動産取得税、固定資産税・都市計画税

④住宅資金を親からもらったとき

→贈与税（一定の場合は特例あり P17参照）



東日本大震災による地方税の取扱いについて

東日本大震災により被災された方に対しては、地方税の軽減、申告期限の延長、徴収の猶予や減免の措置が設けられています。



詳しくは税理士にご相談ください。

3 固定資産税

毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている土地・家屋及び事業に使用する機械などの所有者にかかる税金です。税額は、固定資産課税台帳に登録されている価格の1.4%（標準税率）です。

なお、各自治体独自の減額制度がありますので、詳しくは各市町村にお尋ねください。

固定資産税の軽減

1 住宅用地

- (1) 小規模住宅用地 住戸1戸当たり200㎡以下の部分の敷地については、その価格の $\frac{1}{6}$ に課税されます。
- (2) その他の住宅用地 200㎡を超える部分の敷地については住宅の延床面積の10倍を限度として、価格の $\frac{1}{3}$ に課税されます。

2 新築住宅

一定の要件に該当する新築住宅については、次のような減額措置があります。

		新築時期	減額期間	減額	減額される床面積
新 築 住 宅	一般の住宅	平成26年 3月31日 まで	3年間	$\frac{1}{2}$	120㎡まで
	3階建以上中高層耐火住宅		5年間		
長 期 優 良 住 宅 (200年住宅)	一般の住宅		5年間		
	3階建以上中高層耐火住宅		7年間		

※5年・7年の減額を受ける場合は申告が必要です。

3 既存住宅の改修

既存の家屋に一定の要件の改修をした場合は、次のような減額措置があります。

減額を受けるには、市町村に申告が必要です。

※詳しくは各市町村にお尋ねください。

	改修時期	減額期間	減額	減額される床面積
耐 震 改 修	平成22年1月1日～平成24年12月31日	2年間	$\frac{1}{2}$	120㎡まで
	平成25年1月1日～平成27年12月31日	1年間		
バリアフリー改修	平成19年4月1日～平成25年 3月31日	1年間	$\frac{1}{3}$	100㎡まで
省 工 ネ 改 修	平成20年4月1日～平成25年 3月31日	1年間	$\frac{1}{3}$	120㎡まで

評価替えと税負担の調整措置

課税の基となる土地や家屋の価格は、3年ごとに評価替えが行われますが、土地の価格については、急激に税額が増えることのないよう調整（負担調整措置）されています。

固定資産課税台帳の縦覧と審査の申出

課税前に、固定資産課税台帳に登録された価格などの内容を確認（縦覧）することができます。縦覧期間は毎年4月1日から4月20日、又は最初の納期限の日まで等、各市区町村により定められています。

固定資産台帳に登録されている価格に不服がある場合は、公示日（4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後60日以内までに固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。

償却資産に対する課税

事業用の減価償却資産（建物や自動車を除く）には、固定資産税の一種である償却資産税が課されます。借主が賃借建物に付属設備等を取り付けた場合にはその借主が納税義務者となる場合があります。 ※詳しくは各市町村にお尋ねください。

4 都市計画税

都市計画法による市街化区域内にある土地及び家屋について、固定資産税で決められた価格に税率0.3%を上限として固定資産税とあわせて課税されます。なお、地域によって新築住宅等については一定の減免措置があります。

申告と納税など

1 税金を納める時期

■ 申告の方法・計算の期間

所得税、相続税、贈与税、消費税などは、自分で税額を計算して申告することとなっています。

相続税以外は、その年の1月から12月までの1年（暦年といいます）を単位として計算します。

■ 申告と納税の期限

所得税	翌年2月16日～3月15日
消費税	// 2月16日～3月31日
贈与税	// 2月1日～3月15日
相続税	相続開始の日の翌日から10か月以内 (注) P22参照

※還付申告は、翌年1月1日から行えます。

※死亡した人の所得税は、相続人が相続開始の日の翌日から4か月以内に申告と納税をします。

※所得税・消費税・住民税等の納付には振替納税（預金口座から自動振替）の制度があります。

……申告をしないでいると……

申告をしなければならない人が申告をしないでいると、無申告加算税がかかります。

無申告加算税は、

- ①調査等により無申告が明らかになった場合
納めるべき税額のうち50万円以下の部分について15%、50万円超の部分について20%です。
- ②自主的な期限後申告の場合
納めるべき税額の5%です。

申告は正しくお早めに……が安心です。

 詳しくは税理士にご相談ください。

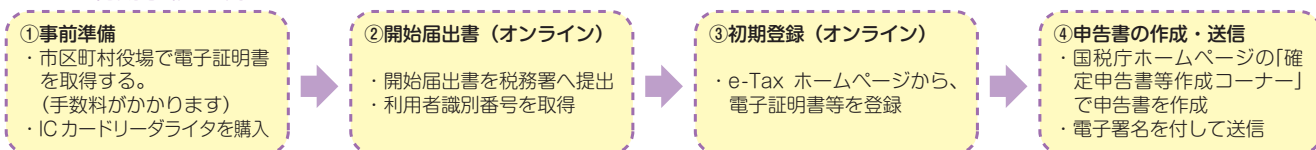
ひとくちメモ

税金の納付が遅れると、遅れた日数が2か月以内については年利4.3%、2か月を超えた日数については年利14.6%の割合で延滞税がかかります。

■ 電子申告・納税

「電子申告・納税システム（e-Tax）」を利用して、申告・納税ができます。自宅にいながらインターネットを利用して申告、納税する方法です。税理士は納税者の依頼で代理送信することができます。

e-Tax 利用手続の流れ



2 税金を誤って納めていたとき

申告期限が過ぎてから申告の間違いに気づいたら、次の方法で訂正します。

■ 税額を過大に申告していたとき

「更正の請求」をして納めすぎた税金の還付を受けます。税務署に「更正の請求書」がありますから、その用紙に訂正事項を記載して提出します。更正の請求ができるのは原則として申告期限後5年以内です。

■ 税額を過少に申告していたとき

「修正申告」をして不足していた税額を納税します。税務署に「修正申告書」の用紙がありますから、その用紙に正しい金額を記載して提出します。新たに納めることになった金額は修正申告をする日に納税します。自主的に修正申告をした場合には、過少申告加算税はかかりません。

3 税務署の処分に不服があるとき

税務署に申告した所得や税額が過少であったり、申告をしなければならない人が申告をしない場合には、税務署長は調査をして「更正」や「決定」をします。それらの処分に不服があるときには、次のような方法があります。

「異議申立て」(税務署長に)
↓
「審査請求」(国税不服審判所長に)
↓
「訴訟」(裁判所に)

- 税務署長の更正、決定や差押えなどの処分に不服があるときはまず、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に「異議申立て」を
- 税務署長の決定になお不服がある場合には、「異議決定書」を受けた日の翌日から1か月以内に「審査請求」を
- さらに不服がある場合には審査請求に対する「裁決書」を受けた日の翌日から6か月以内に裁判所に「訴訟」の提起を

4 税務署から「お尋ね」の書類がきたとき

不動産や株式の名義変更や、財産(土地・建物・株式等)を売買したとき、贈与を受けたとき、親族が亡くなったときなどに、税務署から「お尋ね」の書類が送られてくることがあります。これは、税務署がその内容について申告する必要があるかどうかを知るための資料です。これらのお尋ねの内容について、税理士に相談される場合には、自ら税務署に足を運ぶ必要はありません。

正確に記入するために

資金の「出どころ」や「使いみち」をはっきりさせるために、解約済或使用済の預金通帳、定期預金などの利息計算書、株の売買明細書、借用書、領収書などを大切に保管しておきましょう。
記入に当たっては「事実を正確に」を心がけましょう。

☆税制改正の適用時期一覧☆

税目	適用時期	改正項目	参照ページ
所得税	平24.1.1	特定の居住用財産の買換えの特例の譲渡価額要件の改正	P11
		生命保険料控除の改組(平成23.3.31以前の契約は従来どおり)(住民税は平成25年分から適用)	P12
		認定省エネ住宅に係る住宅ローン減税制度の創設	P14
		認定長期優良住宅の新築等をした場合の特別控除の上限額の改正	P15
		雇用者の数が増加した場合の特別税額控除	P15
	平25.1.1	復興特別所得税の創設	P 4
		給与所得控除の上限設定(住民税は平成26年分から適用)	P 6
		特定支出控除の見直し(住民税は平成26年分から適用)	P 6
		勤続年数5年以下の法人役員等の退職金の2分の1課税廃止	P 6
	平26.1.1	白色申告者の記帳義務・記録保存義務付け	P 5
贈与税	平24.1.1	住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の延長と、省エネ・耐震性を備えた良質住宅の非課税限度額の拡充	P17
相続税	平24.4.1	連帯納付義務の見直し	P26
消費税	平25.1.1	免税事業者要件の見直し	P28

税理士をもっと身近に

税理士は身近な税の専門家です。税金に関することはどんなことでも、気軽に税理士にご相談ください。税理士の仕事には、次のものがあります。

■ 税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

■ 税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類をあなたに代わって作成します。

■ e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

■ 税務相談

税金のことで困ったとき、分からないとき、知りたいとき相談に応じます。

■ 会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する業務を行います。

こんな時は税理士にご相談ください

例えば

- ・事業を始めたい、会社を設立したい……
- ・個人事業を法人にしたいが……
- ・帳簿のつけ方が分からない……
- ・今まで自分で確定申告をしてきたが、どうも難しく……
- ・株式を売却して損が出たが……
- ・不動産を買い換えたい……
- ・マイホームを手に入れた……
- ・災害によりマイホームや家財に損害が出たが……
- ・子どもに住宅資金を出してやりたいが……
- ・そろそろ相続対策を検討しなければ……
- ・親族が亡くなったが相続税はどうなるのだろうか……
- ・離婚で財産分与をするのだが……
- ・消費税の納税義務があるかどうか分からない……

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。この義務は、税理士をやめたのちでも続きます(税理士法第38条)。安心してご相談ください。

■ 補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述(出廷陳述)します。

■ 会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小会社の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

■ 社会貢献

税理士は独立した公正な立場で、税に関する専門的知識や経験を活かし社会貢献に努めています。

「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事の調停制度や成年後見制度への参画等を行っています。



新しい時代に向かって、
税理士はチャレンジしています！

税理士は、税の専門家として

- ・現物出資にかかる財産評価の**評価証明者**として
- ・都道府県や市町村における税金の使途をチェックする**外部監査人**として
- ・地方独立行政法人の業務を監査する**監事**として
- ・成年後見制度の**後見人**として
- ・政治団体の**登録政治資金監査人**として
- ・中小企業経営承継円滑化法の遺留分に係る合意価額の**証明者**として

それぞれ税理士が有資格者として明記されています。新しい時代に向かって、より多くの場面で皆さまのお役に立てるよう、税理士はチャレンジしています。

税理士はあなたの暮らしのパートナー

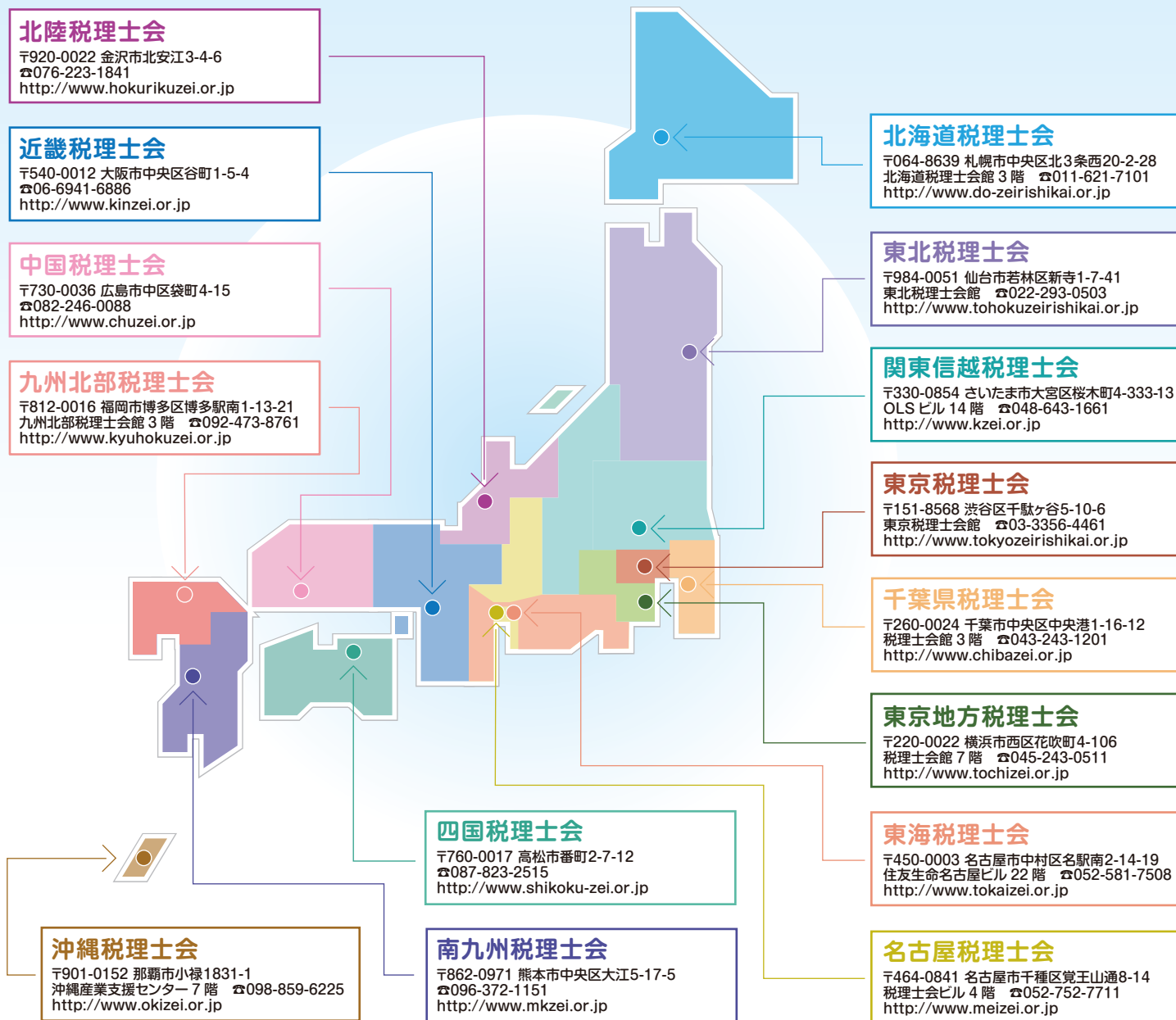
税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。

いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、いつでも気軽に税理士にご相談ください。

税理士は「あなたの暮らしのパートナー」です。



【税理士でない人は税理士の仕事はできません】

税理士は、日本税理士会連合会が備える税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に入会することとなっています。

したがって、この入会手続きをしていない人は税理士業務はできません。税理士でない人が税理士業務を行えば、法律で罰せられます。また、税理士でない人は、不当な報酬を請求したり、納税者に思わぬ損害を与えたりすることがありますので、十分にご注意ください。税理士のことについては、お近くの税理士会にお問い合わせください。

税理士は、税理士証票を持ち、バッジをつけています。



信頼のバッジ

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。

この義務は、税理士をやめたのちでも続きます（税理士法第38条）。安心してご相談下さい。